

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況の主な調査地域である防府市について、環境要素の区分ごとに事業の特性を踏まえ、入手可能な最新の文献その他の資料等により情報を把握した。

対象事業実施区域及びその周囲における地域特性は、次のとおりである。

3.1 自然的状況

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1. 気 象

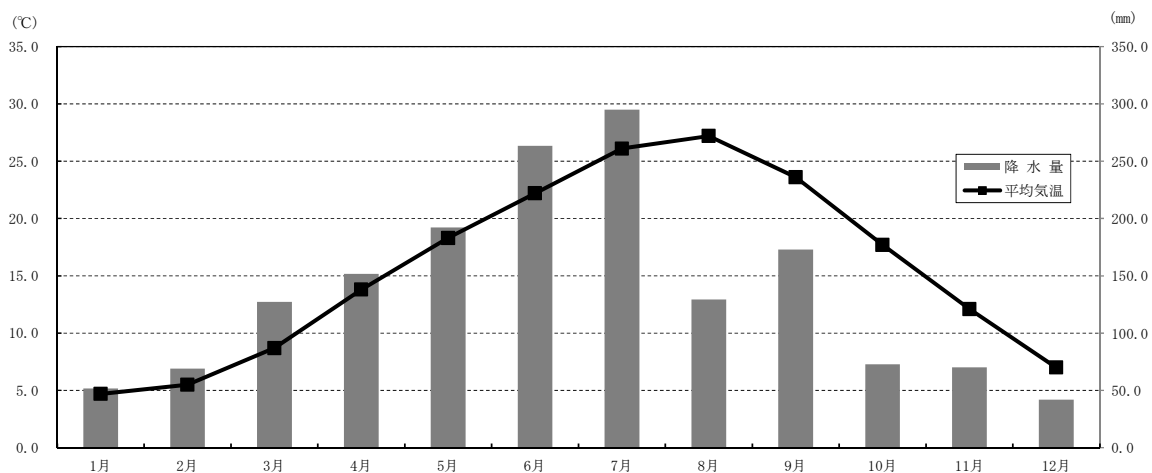
(1) 気象状況

対象事業実施区域の最寄りの気象官署として、対象事業実施区域の西約 5 km に防府地域気象観測所がある。防府地域気象観測所における気象の状況は、表 3.1-1 及び図 3.1-1 のとおりである。気象観測所の位置及び風配図（平成 25 年度）は図 3.1-2 のとおりである。

表 3.1-1 気象の状況（平年値）

気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	統計期間
平均気温	4.7	5.5	8.7	13.8	18.3	22.2	26.1	27.2	23.6	17.7	12.1	7.0	15.6	1981～2010 （昭和56年～ 平成22年） ただし、日照 時間は 1986～2010 （昭和61年～ 平成22年）
最高気温	9.4	10.3	13.6	19.0	23.5	26.5	30.1	31.5	28.1	23.1	17.5	12.1	20.4	
最低気温	0.3	0.9	3.7	8.4	13.4	18.4	22.8	23.8	19.6	12.8	7.2	2.3	11.1	
降水量	51.7	69.0	127.2	151.6	192.1	263.4	294.9	129.4	173.0	72.9	70.2	42.0	1,637.2	
平均風速 (m/s)	1.7	1.8	1.9	2.1	2.0	1.9	2.0	2.1	1.7	1.5	1.5	1.6	1.8	
日照時間 (時間)	130.1	141.4	162.9	189.2	201.7	156.3	179.5	213.4	174.2	184.5	153.2	144.4	2,031.9	
最多風向	北西	北西	北西	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	北西	北西	東南東	

出典：「気象統計情報 平年値（年・月ごとの値）」（気象庁HP、平成 26 年 12 月現在）



出典：「気象統計情報 平年値（年・月ごとの値）」（気象庁HP、平成 26 年 12 月現在）

図 3.1-1 気象の状況

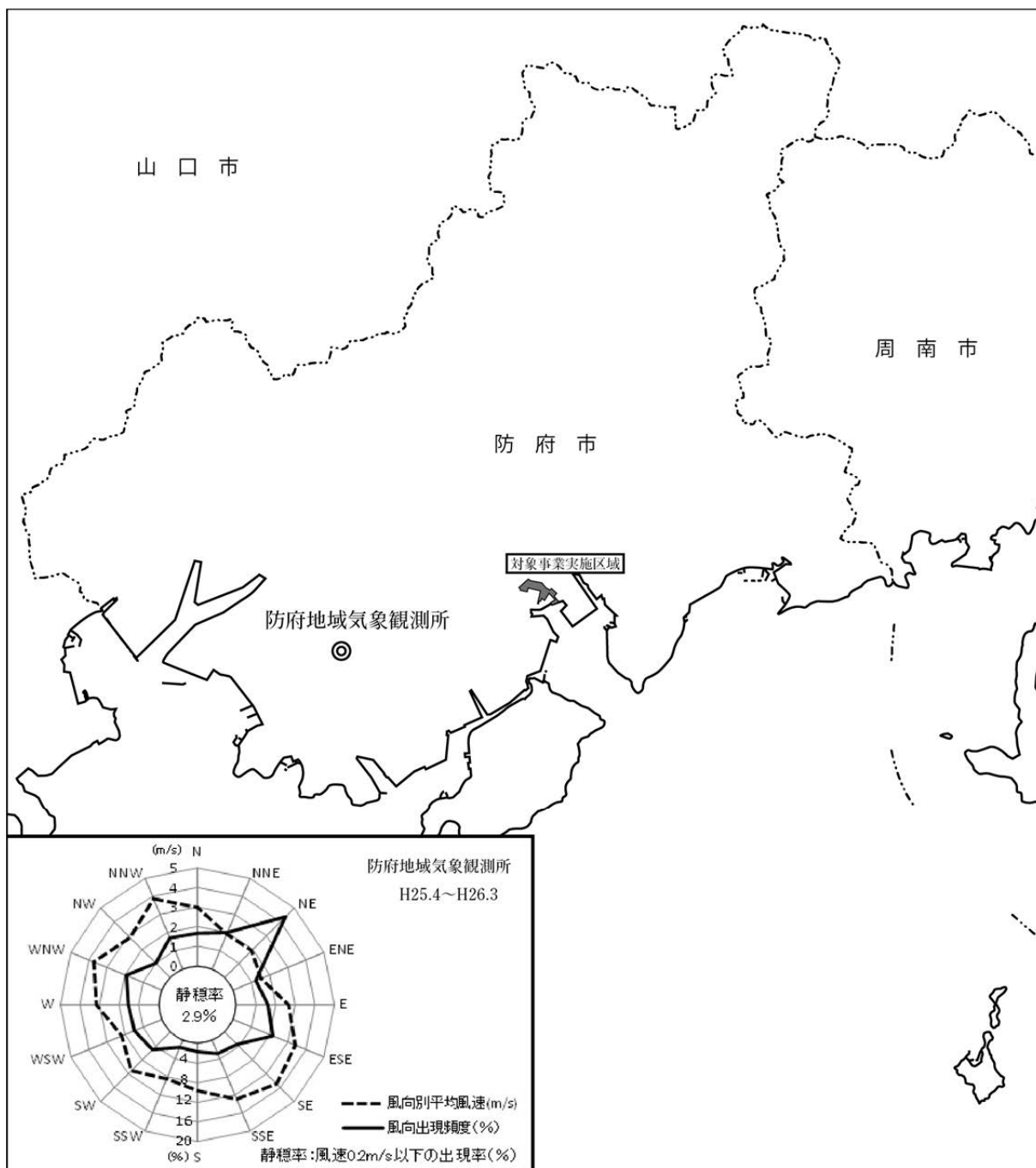


図 3.1 - 2 気象観測所の位置及び風配図

凡 例

- 対象事業実施区域
- ◎ 地域気象観測所

「地域気象観測所一覧」(気象庁 HP、平成 26 年 12 月現在)
「気象統計情報 防府 (日ごとの値)」(気象庁 HP、平成 26 年 12 月現在) より作成



0 3 6km
1:150,000

(2) 地形等による気象特性

対象事業実施区域の位置する防府市は山口県の瀬戸内沿岸地方のほぼ中央に位置し、周防山地を貫流して南下する佐波川の下流部にひらけた県下最大の防府平野を中心として展開する臨海都市である。

その地理的位置と境域からみて、瀬戸内沿岸型の気候区に属するものとみてよいが、いわゆる瀬戸内型気候の地域の西部にあたり、降水量が多い傾向を示している。

冬の季節風は中国山地にさえぎられ、夏は海上からの風が吹く瀬戸内海特有の穏やかな気候に恵まれている。

出典：「防府市史 資料Ⅰ 自然・民俗・地名」（防府市、平成6年）

「防府市の環境 平成26年度版」（防府市、平成26年）

2. 大気質

(1) 大気汚染発生源の状況

防府市における「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）に基づく平成25年度のばい煙発生施設の届出件数は117工場・事業場（265施設※¹）、一般粉じん発生施設の届出件数は13工場・事業場（55施設）となっている。

また、山口県公害防止条例に基づくばい煙に係る特定施設の届出状況は、平成25年度では届出はなく、山口県公害防止条例に基づく粉じんに係る特定施設の届出状況は、38工場・事業場（88施設）となっている。

※1 施設数は電気事業法、ガス事業法に基づく28施設を含む。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域のある防府市には、図3.1-3のとおり、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）が4局設置され、大気汚染の状況を監視している。

各測定局の測定項目は、表3.1-2のとおりである。

表3.1-2 大気汚染測定局における測定項目（平成25年度）

測定局種別	図中番号	測定局名	用途地域	測定項目 (常時監視)					測定項目 (定期測定)	気象	
				二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	風向・風速	気象計
				SO ₂	NO ₂	SPM	Ox	PM2.5			
一般局	1	国府中学校	住	○	—	○	—	—	—	○	—
	2	防府市役所	商	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	華浦小学校	住	○	○	○	—	—	—	○	—
	4	中関小学校	住	○	—	○	—	—	—	○	—

注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。

住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域 商：近隣商業地域及び商業地域

3. 表中の「—」は、測定が行われていないことを示す。

出典「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）



図 3.1-3 大気質測定局の位置

凡 例

■ 対象事業実施区域

● 大気質測定地点

「平成 26 年版 環境白書」(山口県、平成 26 年)等より作成



0 3 6km
1:150,000

①二酸化硫黄

平成25年度における二酸化硫黄の測定結果は、表3. 1-3のとおりである。

平成25年度における環境基準の適合状況は、長期的評価※¹、短期的評価※²とも全ての測定局で適合している。また、年平均値の経年変化は、図3. 1-4のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

※2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

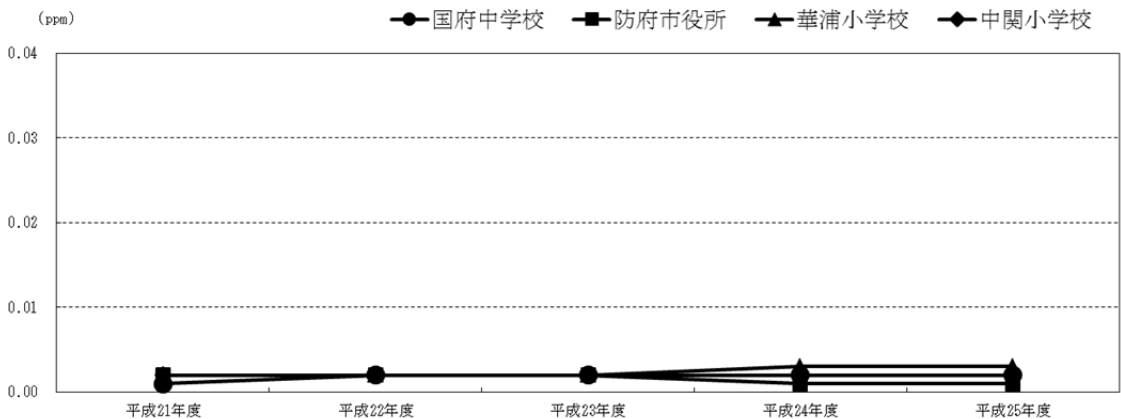
[環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。]

表3. 1-3 二酸化硫黄の測定結果（平成25年度）

種別	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準の評価						長期的評価
						1時間値が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	短期的 評価	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	
一般局	1	国府中学校	住	0.002	0.018	0	0	○	0.004	無	0	○
	2	防府市役所	商	0.001	0.018	0	0	○	0.005	無	0	○
	3	華浦小学校	住	0.003	0.024	0	0	○	0.006	無	0	○
	4	中関小学校	住	0.002	0.046	0	0	○	0.005	無	0	○

注：1. 図中番号は、図3. 1-3中の番号に対応する。
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域 商：近隣商業地域及び商業地域
3. 環境基準の評価の欄の「○」は環境基準に適合していることを示す。

出典「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）



注：防府市内の各測定局の年平均値を示す。

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

図3. 1-4 二酸化硫黄の経年変化（平成21～25年度）

②二酸化窒素

平成25年度における二酸化窒素の測定結果は、表3.1-4のとおりである。

平成25年度における環境基準の評価※1との適合状況は、全ての測定局で環境基準に適合している。また、年平均値の経年変化は、図3.1-5のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

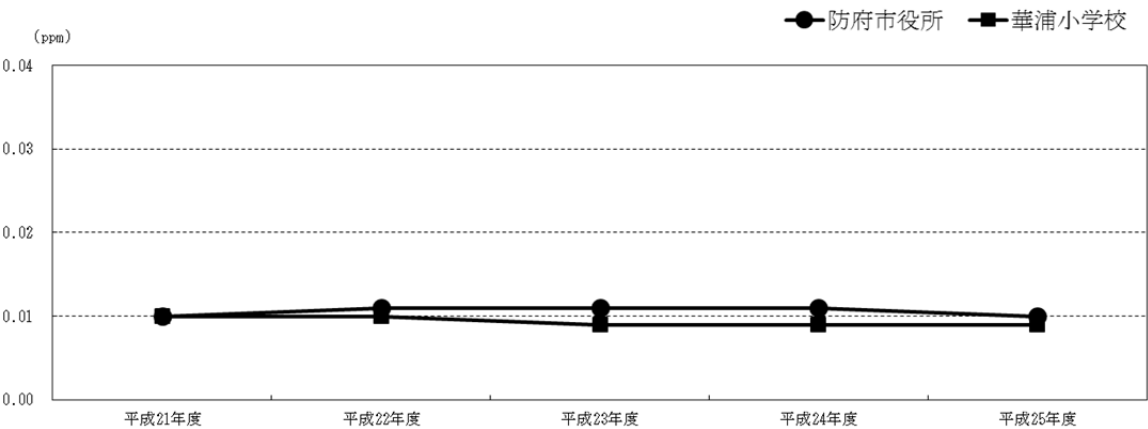
※1 環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
〔環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。〕

表3.1-4 二酸化窒素の測定結果（平成25年度）

種別	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	環境基準の評価		
										日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	評価
一般局	2	防府市役所	商	0.010	0.066	0	0	0	0	0.022	0	○
	3	華浦小学校	住	0.009	0.047	0	0	0	0	0.019	0	○

注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域 商：近隣商業地域及び商業地域
3. 環境基準の評価の欄の「○」は環境基準に適合していることを示す。

出典「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）



注：防府市内の各測定局の年平均値を示す。

出典：「平成22～26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成22～26年）

図3.1-5 二酸化窒素の経年変化（平成21～25年度）

③浮遊粒子状物質

平成25年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表3.1-5のとおりである。

平成25年度における環境基準の適合状況は、長期的評価^{※1}は全ての測定局で適合しており、短期的評価^{※2}は華浦小学校では適合していないが他の測定局では適合している。また、年平均値の経年変化は、図3.1-6のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

※2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

[環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。]

表 3.1-5 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 25 年度）

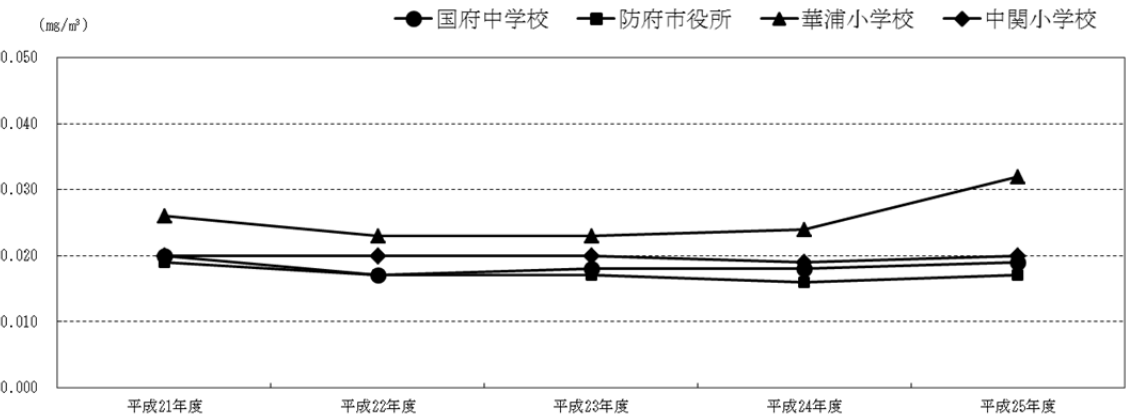
種別	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	環境基準の評価						長期的評価
						1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	短期的評価	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	
一般局	1	国府中学校	住	0.019	0.123	0	0	○	0.044	無	0	○
	2	防府市役所	商	0.017	0.185	0	0	○	0.042	無	0	○
	3	華浦小学校	住	0.032	0.299	1	1	×	0.077	無	1	○
	4	中関小学校	住	0.020	0.119	0	0	○	0.051	無	0	○

注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域 商：近隣商業地域及び商業地域

3. 環境基準の評価の欄の「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

出典「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）



注：防府市内の各測定局の年平均値を示す。

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

図 3.1-6 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 21～25 年度）

④光化学オキシダント

平成25年度における光化学オキシダントの測定結果は、表3.1-6のとおりである。

平成25年度における環境基準の評価※1との適合状況は適合していない。また、昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、図3.1-7のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

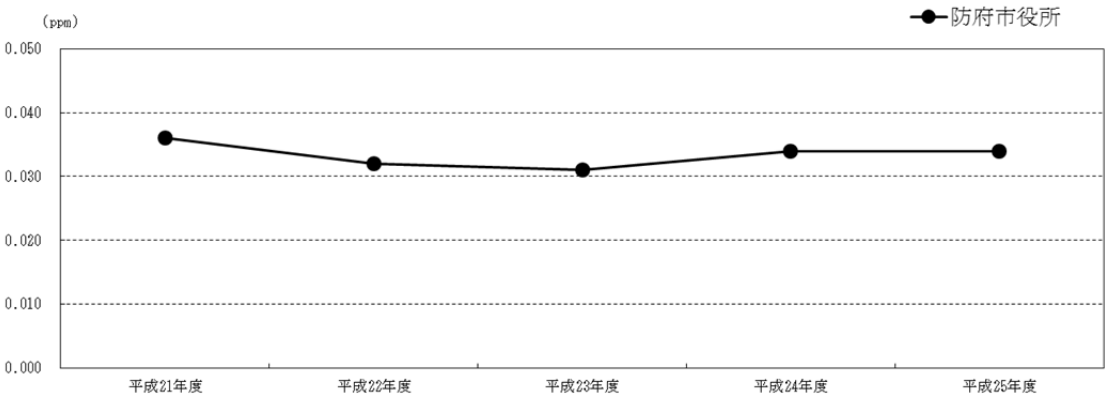
※1 環境基準の評価：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。
〔環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること〕

表3.1-6 光化学オキシダントの測定結果（平成25年度）

種 別	図 中 番 号	測 定 局	用 途 地 域	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		環境基準の評価		
								昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		評 価
						(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般局	2	防府市役所	商	0.034	0.110	0	0	84	404	×

注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
商：近隣商業地域及び商業地域
3. 環境基準の評価の欄の「×」は環境基準に適合していないことを示す。

出典「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）



出典：「平成22～26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成22～26年）

図3.1-7 光化学オキシダントの経年変化（平成21～25年度）

⑤微小粒子状物質（PM2.5）

平成25年度における微小粒子状物質の測定結果は、表3.1-7のとおりである。

平成25年度における環境基準の適合状況は、長期的評価※¹、短期的評価※²とも適合していない。また、年平均値の経年変化は、図3.1-8のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

※¹ 環境基準の長期的評価：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※² 環境基準の短期的評価：1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

[環境基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。]

表 3.1-7 微小粒子状物質の測定結果（平成25年度）

種 別	図 中 番 号	測 定 局	用 途 地 域	環境基準の評価					
				日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	短 期 的 評 価	年 平 均 値	長 期 的 評 価
				(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
一般局	2	防府市役所	商	17	4.7	42.0	×	18.7	×

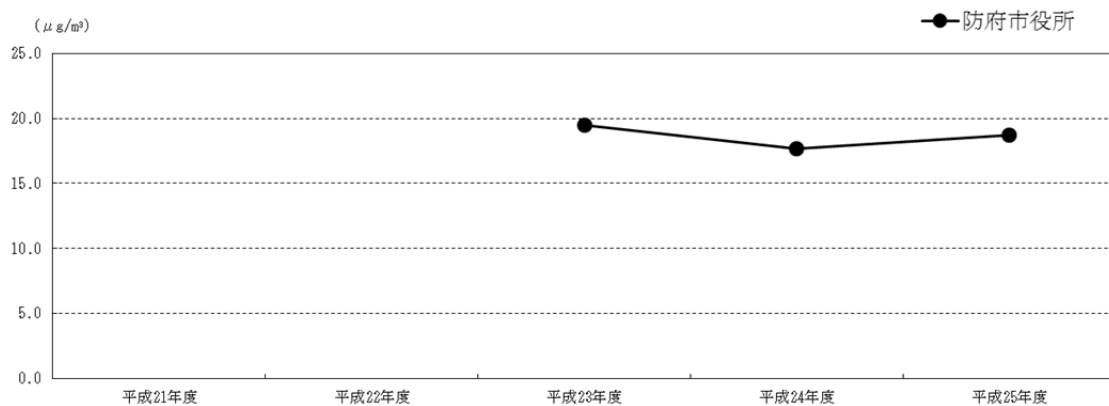
注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。

商：近隣商業地域及び商業地域

3. 環境基準の評価の欄の「×」は、環境基準に適合していないことを示す。

出典「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）



注：平成23年度から測定を開始した。

出典：「平成24～26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成24～26年）

図3.1-8 微小粒子状物質の経年変化（平成23～25年度）

⑥ダイオキシン類

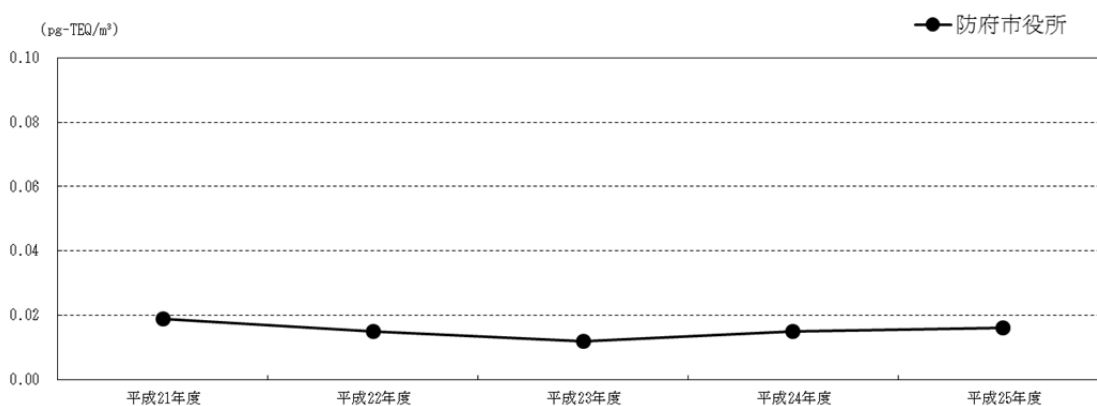
大気中のダイオキシン類の測定は、防府市役所で2回／年の定期的な測定が行われており、平成25年度における測定結果は表3.1-8のとおりである。平成25年度における環境基準の適合状況は、適合している。また、年平均値の経年変化は、図3.1-9のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

表 3.1-8 ダイオキシン類の測定結果（平成 25 年度）

種別	図中番号	測定局	用途地域	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	適否	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
一般局	2	防府市役所	商	0.016	○	0.6以下

注：1. 図中番号は、図3.1-3中の番号に対応する。
 2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。
 商：近隣商業地域及び商業地域
 3. 「○」は環境基準に適合していることを示す。

出典「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）



出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

図 3.1-9 ダイオキシン類の経年変化（平成 21～25 年度）

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成21～25年度における大気汚染に係る苦情の発生状況は、表3.1-9のとおりである。

平成25年度における大気汚染に係る苦情は、山口県で259件、このうち防府市で6件となっている。

表3.1-9 大気汚染に係る苦情の発生状況（平成21～25年度）

（単位：件）

地域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
山口県	325	335	278	296	259
防府市	9	6	6	4	6

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

3. 騒 音

(1)騒音発生源の状況

防府市における「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）に基づく特定施設の設置届出件数は、平成25年度末現在で68工場（268施設）となっている。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

(2)騒音の状況

対象事業実施区域周辺では、図3.1-10のとおり、環境騒音8地点、道路交通騒音4地点の測定が行われている。

対象事業実施区域周辺における環境騒音の測定結果は、表3.1-10に示すとおりであり、昼間は全地点で環境基準に適合しているが、夜間は地点1（宮市福祉センター）、地点3（華城公民館）で環境基準に適合していない。また、道路交通騒音の測定結果は、表3.1-11のとおりであり、地点9（防府環状線）では昼間、夜間とも環境基準に適合していないが、その他の地点では昼間、夜間とも環境基準に適合している。

表3.1-10 環境騒音の測定結果（平成25年度）

図中番号	測定地点名	地区名	環境基準類型	用途地域	測定結果（ L_{Aeq} ） （単位：デシベル）		環境基準適合状況		環境基準
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	宮市福祉センター	佐波	A	第1種中高層住居専用地域	50	49	○	×	環境基準類型 ・ A 及び B 昼間55デシベル以下 夜間45デシベル以下 ・ C 昼間60デシベル以下 夜間50デシベル以下 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時
2	保健センター	華浦	A	第2種中高層住居専用地域	47	41	○	○	
3	華城公民館	華城	B	第1種住居地域	52	47	○	×	
4	勝間公民館	勝間	B	第2種住居地域	50	45	○	○	
5	市役所庁舎	佐波	C	商業地域	53	47	○	○	
6	文化福祉会館	松崎	C	商業地域	51	46	○	○	
7	浄化センター	新田	C	準工業地域	50	49	○	○	
8	古浜ポンプ場	新田	C	工業地域	48	45	○	○	

注：1. 図中番号は、図3.1-10中の番号に対応する。

2. 環境基準類型 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

3. 「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

出典：「防府市の環境 平成26年度版」（防府市、平成26年）

表3.1-11 道路交通騒音の測定結果（平成24年度）

図中番号	対象道路	測定地点	環境基準 準類型	車線数	測定結果（ L_{Aeq} ） （単位：デシベル）		環境基準 適合状況		環境基準
					昼間	夜間	昼間	夜間	
9	防府環状線	新田	C	2	71	67	×	×	幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準 〔昼間：6時～22時〕 〔夜間：22時～6時〕 昼間：70デシベル以下 夜間：65デシベル以下
10	三田尻港徳地線	天神	C	2	64	58	○	○	
11	防府停車場向島線	新田	C	2	67	62	○	○	
12	防府停車場大藪線	八王子	C	4	66	60	○	○	

注：1. 図中番号は、図3.1-10中の番号に対応する。

2. L_{Aeq} ：等価騒音レベル

3. 「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

出典：「防府市の環境 平成26年度版」（防府市、平成26年）

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

平成21～25年度における騒音に係る苦情の発生状況は、表3.1-12のとおりである。

平成25年度における騒音に係る苦情は、山口県で93件、このうち防府市で4件となっている。

表3.1-12 騒音に係る苦情の発生状況（平成21～25年度）

（単位：件）

地域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
山口県	89	118	100	118	93
防府市	5	10	2	4	4

出典：「平成22～26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成22～26年）



図 3.1 - 10 騒音測定地点の位置

凡 例

「防府市の環境 平成 26 年度版」(防府市、平成 26 年) 等より作成

対象事業実施区域

● 環境騒音測定地点

▲ 道路交通騒音測定地点



0 1 2km
1:50,000

4. 振 動

(1) 振動発生源の状況

防府市内に設置された「振動規制法」（昭和51年、法律第64号）に基づく特定施設の設置届出件数は、平成25年度末現在で48工場（181施設）となっている。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

(2) 振動に係る苦情の状況

平成 21～25 年度における振動に係る苦情の発生状況は、表 3.1-13 のとおりである。

平成 25 年度における振動に係る苦情は、山口県で 10 件、このうち防府市で 1 件となっている。

表 3.1-13 振動に係る苦情の発生状況（平成 21～25 年度）

（単位：件）

地域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
山口県	3	7	7	10	10
防府市	0	3	2	3	1

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

5. その他の大気に係る環境

(1) 悪 臭

①悪臭発生源の状況

防府市と環境保全協定を締結している事業所のうち、特定悪臭物質等による臭気が発生する可能性のある大規模事業所 5 事業所と悪臭防止対策について細目協定を締結している。

出典：「防府市の環境 平成26年度版」（防府市、平成26年）

②悪臭に係る苦情の発生状況

平成 21～25 年度における悪臭に係る苦情の発生状況は、表 3.1-14 のとおりである。

平成 25 年度における悪臭に係る苦情は、山口県で 86 件、このうち防府市で 3 件となっている。

表 3.1-14 悪臭に係る苦情の発生状況（平成 21～25 年度）

（単位：件）

地域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
山口県	128	128	113	99	86
防府市	1	8	2	4	3

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1. 水 象

(1) 河川、海域の分布状況

① 河 川

対象事業実施区域の周囲の河川には、一級河川の佐波川、二級河川の柳川、馬刀川、江川、旧江川、勘場川がある。河川の状況は、表3.1-15及び図3.1-11のとおりある。

表3.1-15 河川の状況

種 別	水 系	河 川 名	流域面積※ (km ²)	流路延長平均 (m)
一級河川	佐波川	佐波川	466	56,495
二級河川	柳川	柳川	13.0	2,800
	馬刀川	馬刀川	3.3	2,100
	江川	江川	5.0	1,485
		旧江川		1,297
	勘場川	勘場川	1.4	729

※は水系の流域面積を示す。

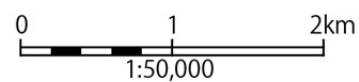
出典：「山口県の管理する河川一覧」（山口県HP、平成26年12月現在）



図 3.1-11 主な河川の位置

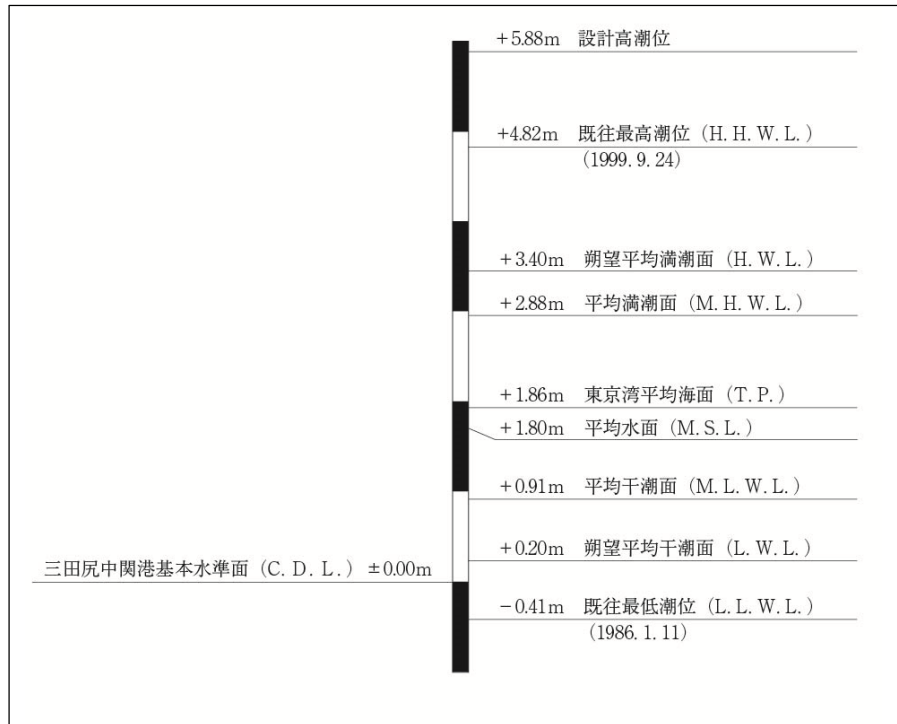
- 凡 例
-  対象事業実施区域
 -  主な河川

「山口県防府土木建築事務所管内図」(山口県防府土木建築事務所、平成 24 年)より作成



②潮 位

対象事業実施区域の周辺海域における潮位は、三田尻中関港で観測されており、三田尻中関港の潮位は図3.1-12のとおりである。



出典：「重要港湾 三田尻中関港」（山口県、平成20年）

図3.1-12 三田尻中関港の潮位

2. 水質

(1) 水質汚濁発生源の状況

防府市における「水質汚濁防止法」（昭和45年、法律第138号）に基づく特定事業場の届出件数は、平成25年度末現在で279事業場あり、このうち約10%にあたる28事業場が「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年、法律第110号）の対象事業場である。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

(2) 水質の状況

① 河 川

対象事業実施区域周辺では、図 3.1-13 のとおり、河川 1 地点において水質を測定している。

イ. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域の周囲の主な河川水質の測定結果は、表 3.1-16 のとおりである。

水質汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量については、環境基準に適合している。

平成 21～25 年度（5 年間）における水質の経年変化は、図 3.1-14 のとおりであり、生物化学的酸素要求量はほぼ横ばい傾向となっている。

表 3.1-16 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、平成 25 年度）

測定点	類型	項 目						
NC-2（新橋）	A	水素イオン濃度〔pH〕						
		最小	最大	平均	m/n	環境基準		
		7.1	7.6	7.4	0/40	6.5以上8.5以下		
		溶存酸素量〔DO〕（mg/L）						
		最小	最大	平均	m/n	環境基準		
		6.7	12	9.6	2/40	7.5mg/L以上		
		生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/L）						
		最小	最大	m/n	日間平均値		適否	環境基準
					平均	75%値		
		< 0.5	1.1	0/40	0.6	0.7	○	2mg/L以下
		浮遊物質〔SS〕（mg/L）						
		最小	最大	平均	m/n	環境基準		
		< 1	18	2	0/40	25mg/L以下		
		大腸菌群数（MPN/100mL）						
		最小	最大	平均	m/n	環境基準		
		79	35,000	3,900	23/40	1,000MPN/100mL以下		

- 注：1. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
2. 最小の欄の「<」は定量限界値未満を示し、「m/n」の欄は「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。
3. 「75%値」は年間の日間平均値を小さいものから順に並べたときの（0.75×n）番目の数値である。
4. 「適否」は75%値が環境基準値以下なら適合「○」を、環境基準値より大きい場合は不適合「×」を示す。

出典：「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）

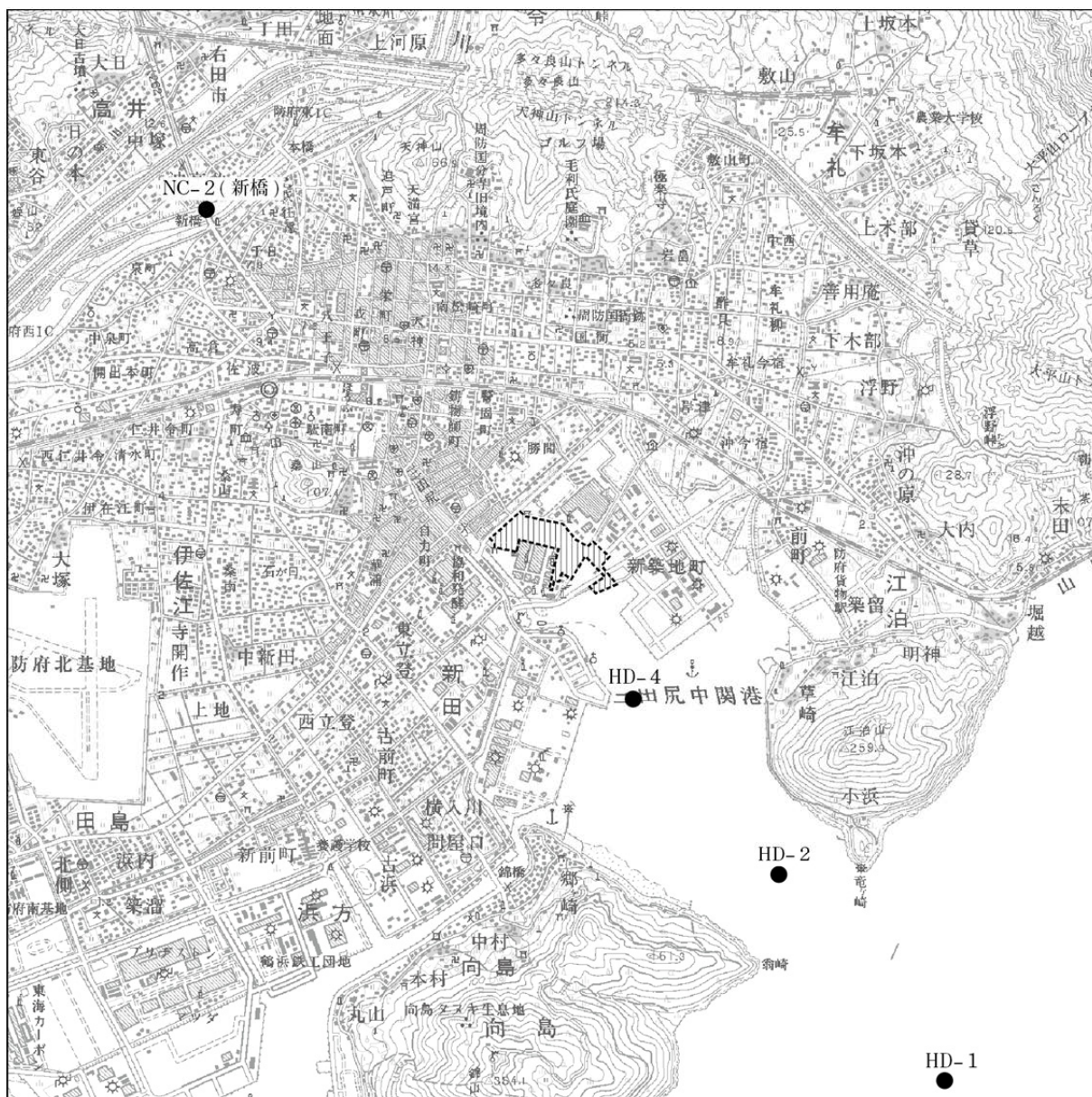


図 3.1-13 水質測定地点の位置

凡 例

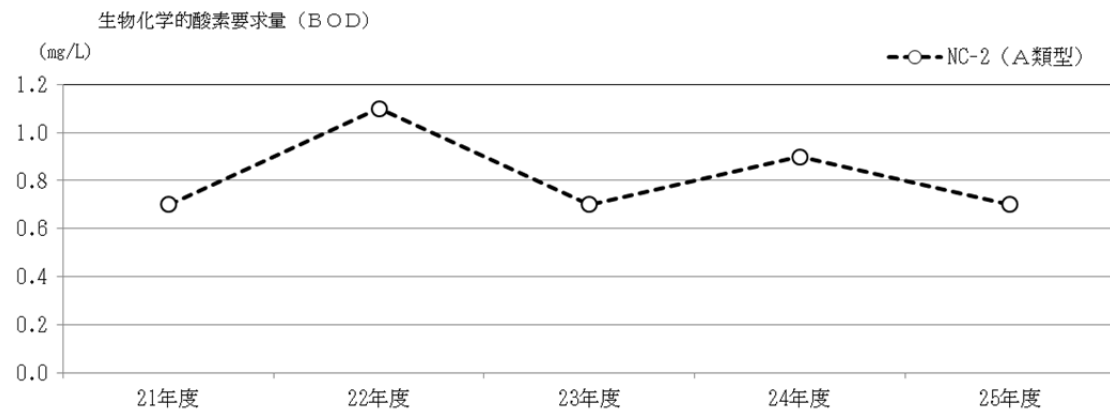
「平成 26 年版 環境白書」(山口県、平成 26 年)等より作成

対象事業実施区域

● 水質測定地点 (公共用水域)



0 1 2km
1:50,000



注：測定点の75%値を示す。

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

図 3.1-14 水質の経年変化（平成 21～25 年度）

ロ. 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

健康項目の測定は1地点で行われており、平成25年度における公共用水域の水質測定結果は、表3.1-17のとおりである。

健康項目は全ての項目で環境基準に適合している。

表 3.1-17 公共用水域の水質測定結果（健康項目、平成25年度）
（単位：mg/L）

測定項目	測定点 NC-2（新橋）	環境基準
カドミウム	<0.001	0.003以下
全シアン	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.005	0.05以下
砒素	0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	検出されないこと
P C B	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.001	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0010	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01以下※
テトラクロロエチレン	<0.0010	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.001	0.02以下
ベンゼン	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	10以下
ふっ素	0.1	0.8以下
ほう素	<0.10	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05以下

注：1. 「—」は測定していないことを示す。

2. 「<」は定量限界値未満を示す。

3. 「ND」は検出されないことを示す。

4. 「環境基準」の「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

5. 記載されている数値は年平均値を示す。

6. トリクロロエチレンの環境基準は、環境省告示第126号（平成26年11月17日）により、0.03 mg/L から 0.01 mg/L に改正されている。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

ハ. ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は1地点で行われており、平成24年度における公共用水域の水質測定結果は、表3.1-18のとおりであり、環境基準に適合している。なお、平成25年度は、同地点においてダイオキシン類の測定は行われていない。

表 3.1-18 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、平成24年度）

(単位:pg-TEQ/L)			
測定点	測定値	適否	環境基準
NC-2（新橋）	0.076	○	1以下

出典：「平成25年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成25年）

②海 域

対象事業実施区域周辺では、図3.1-13のとおり、公共用水域の3地点において水質の測定が行われている。

対象事業実施区域の周辺海域は生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、化学的酸素要求量等についてはA、B及びC類型、全窒素、全磷についてはⅡ及びⅢ類型に指定されている。

イ. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目の測定は3地点で行われており、平成25年度における公共用水域の水質の結果は、表3.1-19のとおりである。

平成25年度における公共用水域の水質の測定結果の環境基準の適合状況は、化学的酸素要求量は3地点のうち1地点（HD-1）を除く2地点で、全窒素、全磷は全ての地点で適合している。

平成21年度～25年度（5年間）における水質の経年変化は、図3.1-15のとおりであり、各項目ともほぼ横ばい傾向となっている。

表3.1-19 (1) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、平成25年度）

測定点	類型	採取水深	水素イオン濃度〔pH〕				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
HD-1	A	全層	8.0	8.3	8.2	0/24	7.8以上8.3以下
HD-2	B	全層	8.1	8.3	8.2	0/24	
HD-4	C	全層	8.1	8.3	8.2	0/24	7.0以上8.3以下

測定点	類型	採取水深	溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
HD-1	A	全層	7.2	10	8.8	2/24	7.5以上
HD-2	B	全層	7.4	10	9.0	0/24	5以上
HD-4	C	全層	6.5	10	9.0	0/24	2以上

測定点	類型	採取水深	化学的酸素要求量〔COD〕 (mg/L)						
			最小	最大	m/n	日間平均値		適否	環境基準
						平均	75%値		
HD-1	A	全層	1.5	2.9	11/24	2.1	2.2	×	2以下
HD-2	B	全層	1.5	3.0	0/24	2.3	2.7	○	3以下
HD-4	C	全層	1.5	4.1	0/24	2.4	2.8	○	8以下

測定点	類型	採取水深	n-ヘキサン抽出物質〔油分〕 (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
HD-2	B	上層	<0.5	<0.5	<0.5	0/2	検出されないこと

- 注：1. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
2. 「<」は定量限界値未満を示し、「m/n」の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。
3. 「75%値」は年間の日間平均値を小さいものから順に並べたときの（0.75×n）番目の数値である。
4. 「適否」は、75%値が環境基準値以下の場合は適合「○」を、環境基準値より大きい場合は不適合「×」を示す。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

表3.1-19 (2) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、平成25年度）

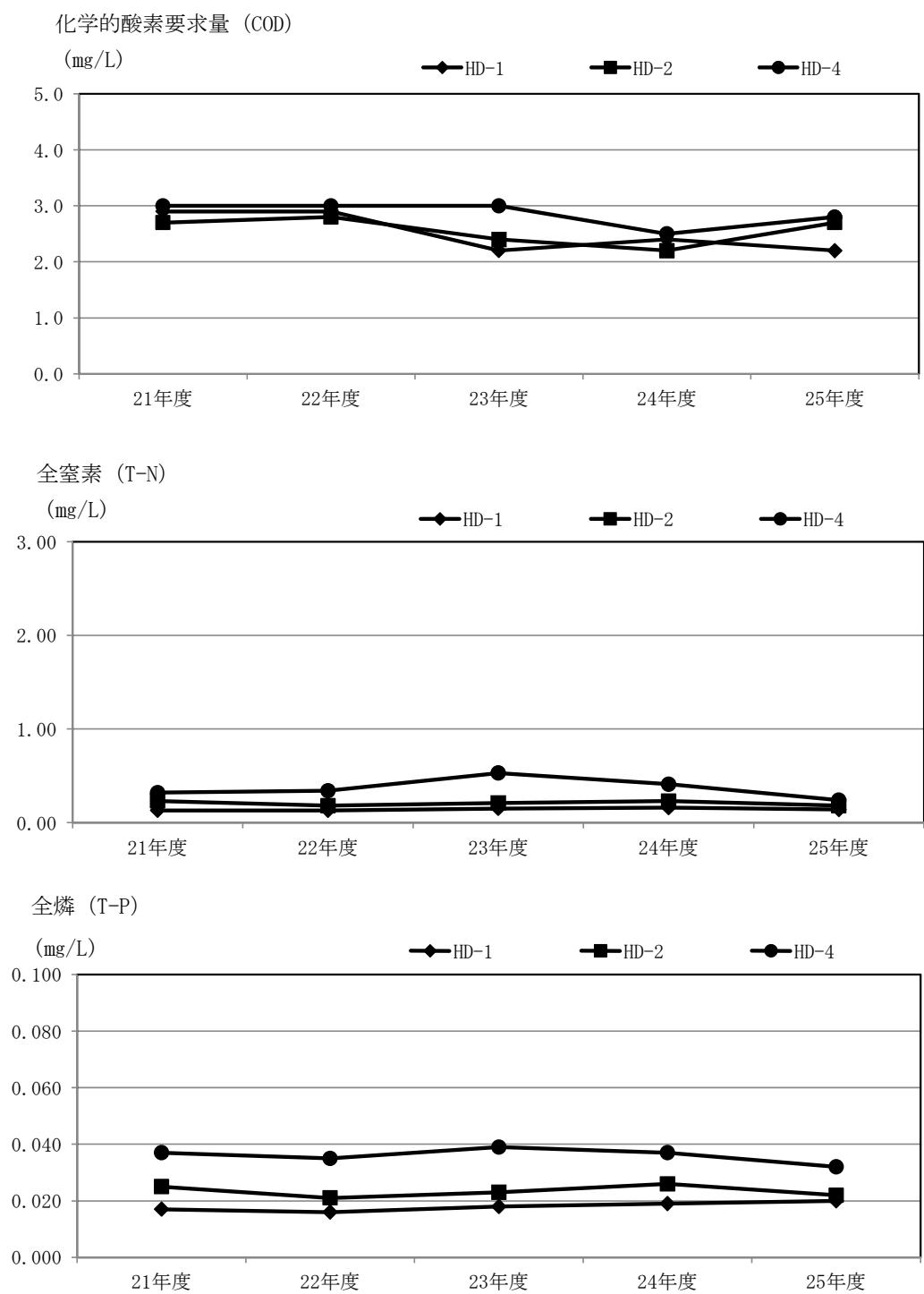
測定点	類型	採取水深	大腸菌群数 (MPN/100mL)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
HD-1	A	全層	<1.0	4.0	1.3	0/24	1,000以下

測定点	類型	採取水深	全 窒 素 (mg/L)					
			最小	最大	平均	m/n	適否	環境基準
HD-1	Ⅱ	上層	0.10	0.24	0.14	0/12	○	0.3以下
HD-2	Ⅲ	上層	0.11	0.28	0.18	0/12	○	
HD-4	Ⅲ	上層	0.12	0.31	0.24	0/6	○	

測定点	類型	採取水深	全 磷 (mg/L)					
			最小	最大	平均	m/n	適否	環境基準
HD-1	Ⅱ	上層	0.010	0.030	0.020	0/12	○	0.05以下
HD-2	Ⅲ	上層	0.009	0.035	0.022	0/12	○	
HD-4	Ⅲ	上層	0.024	0.049	0.032	0/6	○	

- 注：1. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
2. 「<」は定量限界値未満を示し、「m/n」の欄は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。
3. 「適否」は、環境基準に適合の場合は「○」を、環境基準値より大きい場合は不適合「×」を示す。

出典：「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）



注：1. 化学的酸素要求量 (COD) は、年間 75% 値を示す。
 2. 全窒素 (T-N)、全磷 (T-P) は、年平均値を示す。
 3. 化学的酸素要求量は全層（上層、中層）の採取であり、全窒素、全磷は上層のみの採取である。
 出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

図 3.1-15 水質の経年変化（平成 21～25 年度）

ロ. 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

健康項目の測定は2地点で行われており、平成25年度における公共用水域の水質測定結果は、表3.1-20のとおりである。

健康項目は全ての項目で環境基準に適合している。

表 3.1-20 公共用水域の水質測定結果（健康項目、平成25年度）

(単位:mg/L)

測定項目 \ 測定点	HD-2	HD-4	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	0.003以下
全シアン	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
P C B	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	0.02以下
四塩化炭素	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0010	<0.0010	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0010	<0.0010	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	0.002以下
チウラム	—	<0.0006	0.006以下
シマジン	—	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	—	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.030	<0.030	10以下
1,4-ジオキサン	<0.005	—	0.05以下

注:1. 「—」は測定していないことを示す。

2. 「<」は定量限界値未満を示す。

3. 「ND」は検出されないことを示す。

4. 「環境基準」の「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

5. 記載されている数値は年平均値を示す。

6. トリクロロエチレンの環境基準は、環境省告示第126号（平成26年11月17日）により、0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正されている。

出典:「平成26年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成26年）

ハ. ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定は、1地点で行われており、平成25年度における公共用水域の水質測定結果は、表3.1-21のとおりである。

ダイオキシン類の測定結果は環境基準に適合している。

表 3.1-21 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、平成 25 年度）

(単位:pg-TEQ/L)

測定点	測定値	適否	環境基準
HD-2	0.062	○	1 以下

出典：「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）

③地下水

対象事業実施区域周辺における平成25年度の地下水水質測定結果は、表 3.1-22のとおりであり、テトラクロロエチレンで環境基準を超過する地点がある。なお、防府市において地下水のダイオキシン類の測定は1地点で行われており、環境基準に適合している。

表3.1-22 地下水の水質測定結果（平成25年度）

(単位:mg/L)

地区名	防府市				環境基準
測定項目	最小値	最大値	平均値	測定地点/全地点数	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1/42	0.003以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	1/42	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	2/42	0.01以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	1/42	0.05以下
砒素	-	-	-	0/42	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1/42	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	0/42	検出されないこと
P C B	-	-	-	0/42	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	2/42	0.02以下
四塩化炭素	0.0002	0.0020	0.0009	3/42	0.002以下
塩化ビニルモノマー	-	-	-	0/42	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0/42	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.002	0.002	3/42	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	15/42	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	0.0014	0.0007	6/42	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0/42	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.003	0.001	39/42	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.16	0.0094	40/42	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	0/42	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1/42	0.006以下
シマジン	-	-	-	0/42	0.003以下
チオベンカルブ	-	-	-	0/42	0.02以下
ベンゼン	-	-	-	0/42	0.01以下
セレン	-	-	-	0/42	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	0.4	3.1	2.1	3/42	10以下
ふっ素	0.1	0.1	0.1	2/42	0.8以下
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	1/42	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	1/42	0.05以下
ダイオキシン類	0.055 pg-TEQ/L			1/42	1 pg-TEQ/L以下

- 注：1. 「-」は測定していないことを示す。
2. 「<」は定量限界値未満を示す。
3. 測定地点は防府市内の42地点とし、上表の結果は各地点の最新測定結果によって算出した。
4. 平均値は定量限界値以下を定量限界値として算出した。
5. 同項目で定量限界値が異なるデータが存在する場合、大きい方の値を定量限界値とした。
6. トリクロロエチレンの環境基準は、環境省告示第127号（平成26年11月17日）により、0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正されている。

出典：「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）

(3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

平成 21 年度～25 年度における水質汚濁に係る苦情の発生状況は、表 3.1-23 のとおりである。

平成 25 年度における水質汚濁に係る苦情は、山口県で 84 件、このうち防府市で 2 件となっている。

表 3.1-23 水質汚濁に係る苦情の発生状況（平成 21 年～25 年度）

（単位：件）

地域	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
山口県	157	150	117	95	84
防府市	3	6	3	3	2

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

3. 水底の底質

ダイオキシン類については、図3.1-13に示した海域 1 地点で調査が行われており、平成25年度における公共用水域水底の底質測定結果は、表3.1-24のとおりであり、環境基準に適合している。

表 3.1-24 公共用水域水底の底質測定結果（ダイオキシン類、平成 25 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

水域	測定点	測定値	適否	環境基準
海域	HD-2	1.1	○	150以下

出典：「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土 壌

(1) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域周辺の土壌のダイオキシン類の測定は、2地点で行われており、平成25年度における土壌の測定結果は表3.1-25のとおりである。

環境基準の適合状況は、両地点とも適合している。

表 3.1-25 土壌の測定結果（ダイオキシン類、平成 25 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定地点	測定結果	適 否	環境基準
防府市国衙	0.075	○	1,000以下
防府市大字新田	0.33	○	

注：適否の「○」は環境基準に適合していることを示す。

出典：「平成 26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 26 年）

(2) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

平成 21 年～25 年度において、防府市で土壌汚染に係る苦情は発生していない。

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

2. 地 盤

(1) 地盤沈下の状況

平成25年度において、山口県全域で地盤沈下が認められる地域はない。

出典：「平成 25 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省 水・大気環境局、平成 26 年）

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

平成 21 年～25 年度において、防府市で地盤沈下に係る苦情は発生していない。

出典：「平成 22～26 年版 環境白書 参考資料集」（山口県、平成 22～26 年）

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形・地質

(1) 地形の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺の地形分類は、図 3.1-16 のとおりである。対象事業実施区域の地形分類は、盛土地及び埋立地となっている。また、周辺には干拓地、盛土地が分布している。

(2) 表層地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、図3.1-17のとおりである。対象事業実施区域の地質は、礫がち堆積物となっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺の表層土壌図は、図3.1-18のとおりである。対象事業実施区域はその他の砂礫地統となっている。

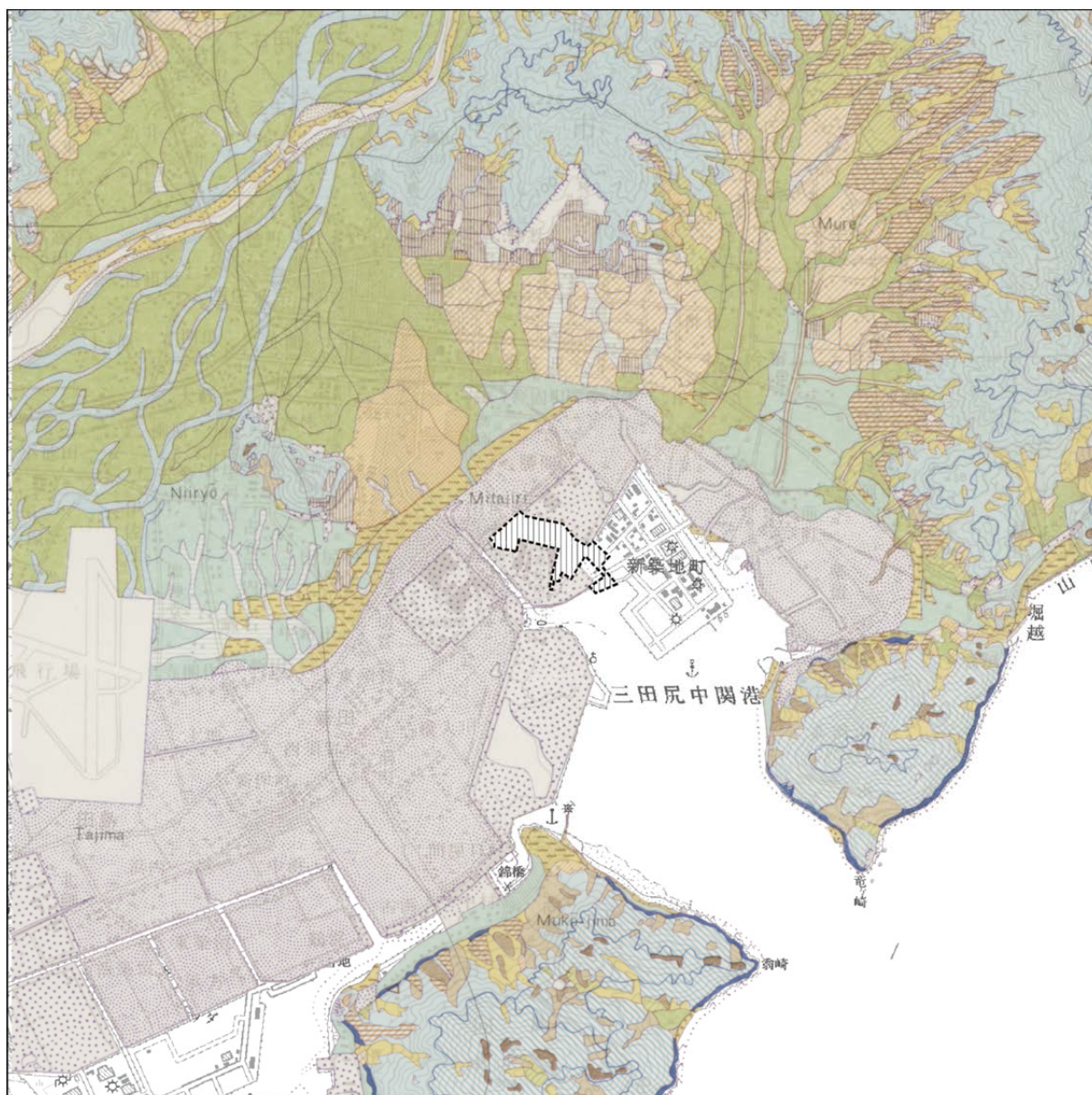
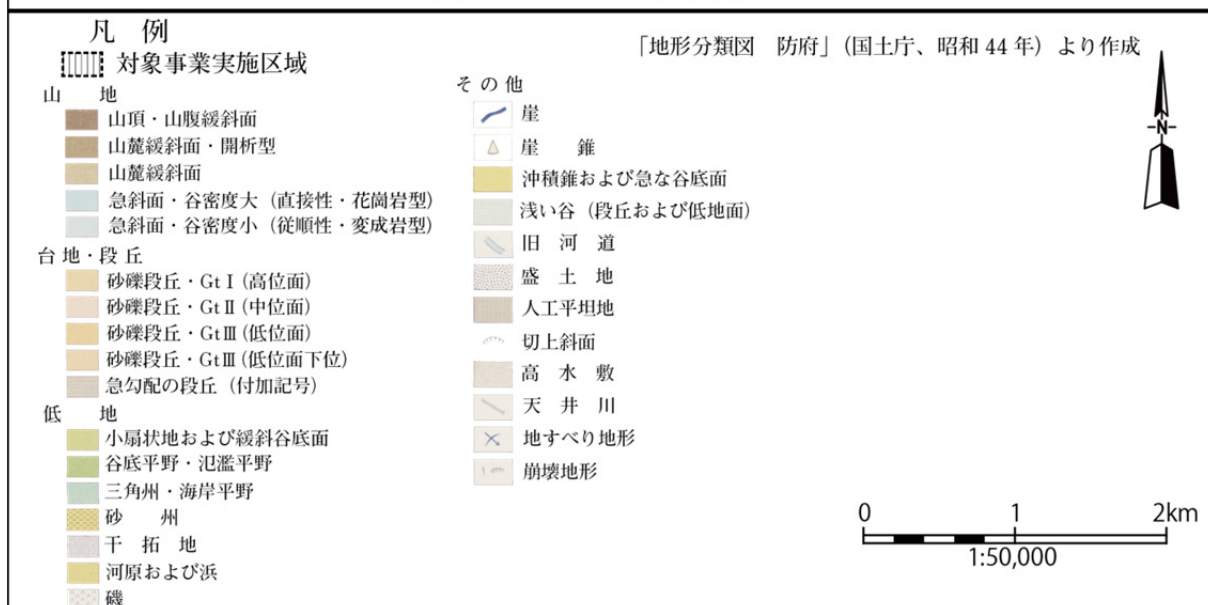


図 3.1-16 地形分類図



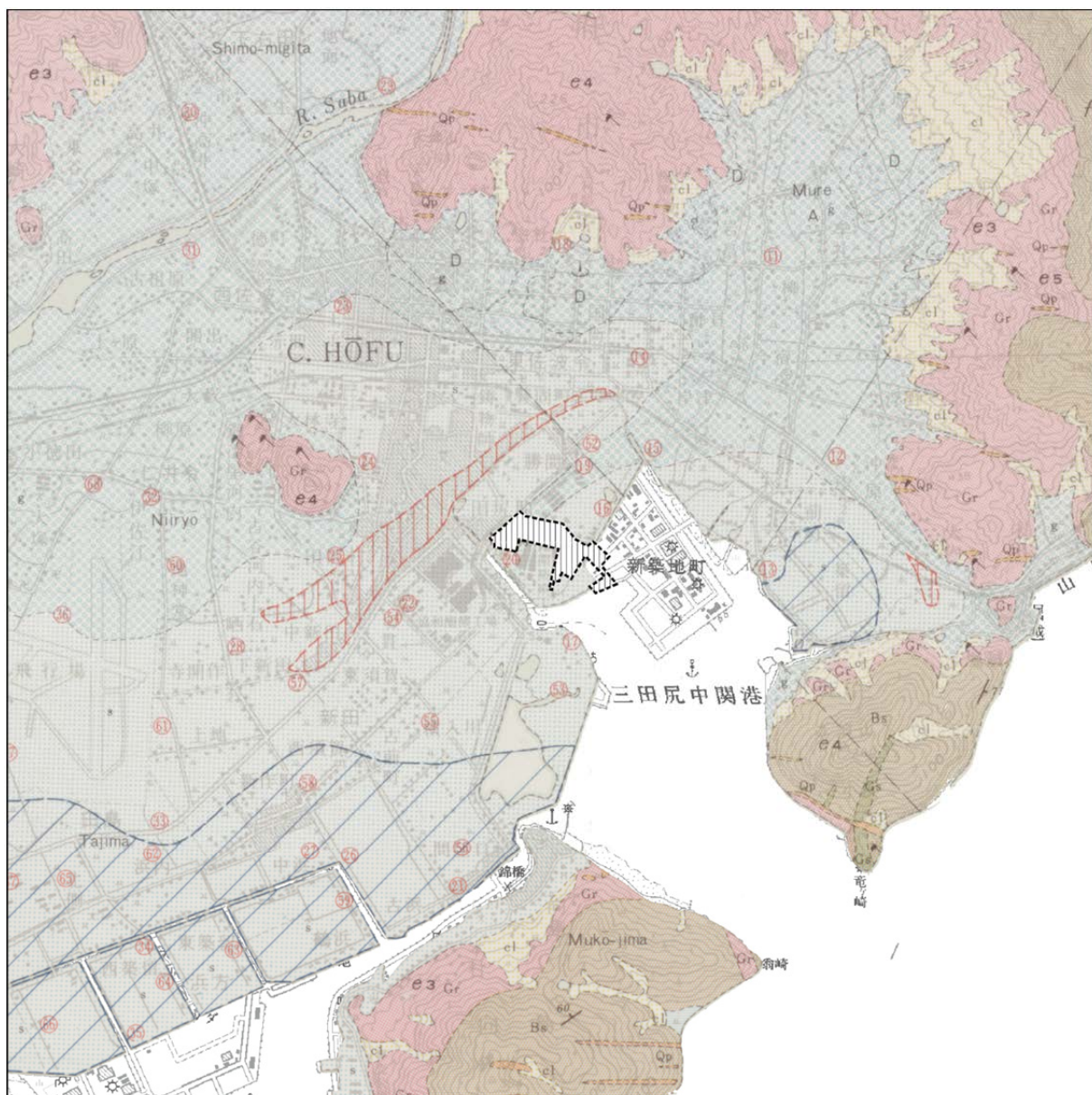


図 3.1-17 表層地質図

凡 例

「表層地質図 防府」(国土庁、昭和 44 年)より作成

対象事業実施区域

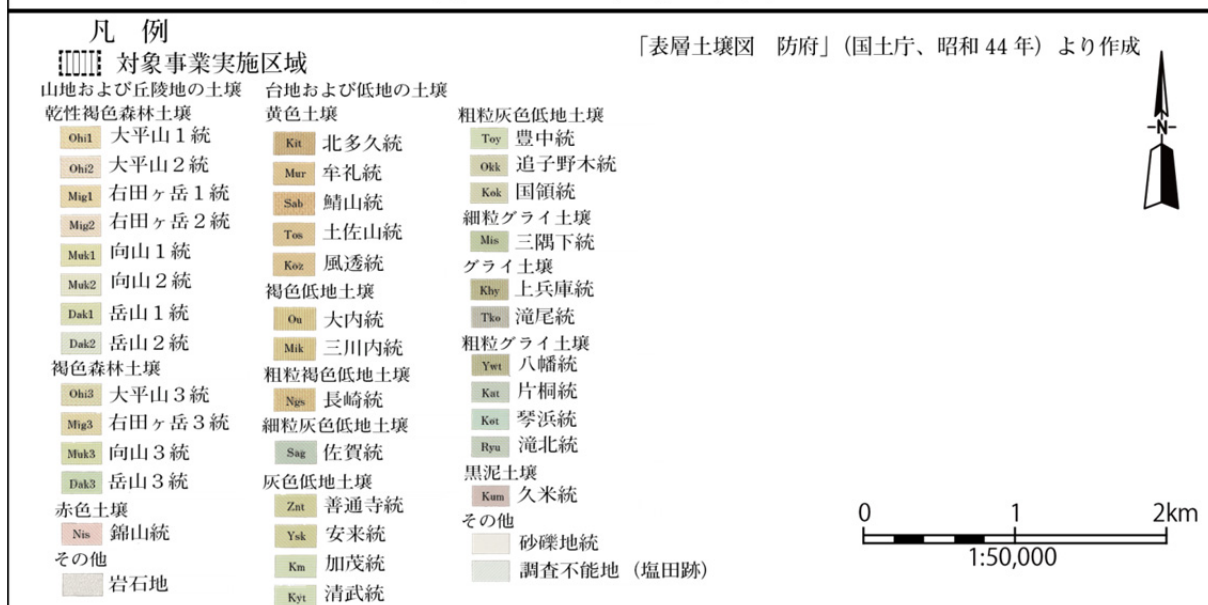
未固結堆積物	g	礫がち堆積物
	s	砂がち堆積物
	m	泥がち堆積物
固結堆積物	cl	碎屑物
火山性岩石	Cg	礫岩を主とする地層
	Ab	安山岩質岩石
深成岩	Qp	斑岩および扮岩質岩石
	Gr	花崗岩質岩石
	Gb	はんれい岩質岩石
変成岩	Sp	蛇紋岩
	Gs	緑色片岩
	Bs	黒色片岩



0 1 2km
1:50,000



図 3.1-18 表層土壌図



(3) 注目すべき地形・地質の分布状況

「日本の典型地形都道府県別一覧」（国土地理院、平成11年）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の典型地形は図3. 1-19のとおり記録されている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集－危機にある地形－」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12年）には、対象事業実施区域及びその周辺における記載はない。



図 3.1 - 19 典型地形図

凡 例

対象事業実施区域

典型地形

「日本の典型地形 国土地理院技術資料」
(国土地理院、平成 11 年) より作成



図中番号	地形項目	名称	住所
1	旧河道	西佐波令付近	防府市

0 1 2km
1:50,000

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動 物

(1) 動物の概要

「防府市史 資料Ⅰ 自然・民俗・地名」（防府市、平成6年）によれば、防府市において以下の動物が確認されている。

- ・哺乳類：タヌキ、キツネ、アナグマ、イノシシ、ノウサギ、モグラ、ネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）、ムササビ、チョウセンイタチ等
- ・鳥 類：スズメ、カラス類、カワラヒワ、キジバト、ホオジロ、ムクドリ、トビ、チュウヒ、ハヤブサ、サギ類、ユリカモメ、カンムリカイツブリ、ミサゴ、シギ類等
- ・魚 類：コノシロ、ボラ、クロダイ、スズキ、アカエイ、カレイ、ヒラメ、チチブ、ヨシノボリ、アユ、カワムツ、オイカワ、ギンブナ、コイ、ドジョウ、ウナギ、ナマズ等
- ・昆 虫：アオヤンマ、ハネビロトンボ、チョウ類、ゲンジボタル等

(2) 重要な種及び注目すべき生息地の概要

既存の文献に記載されている種について、表3.1-26に示す選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から、対象事業実施区域の位置する防府市において生息が確認されている重要な種を選定した。その重要な種を選定結果は、表3.1-27のとおりであり、哺乳類6種、鳥類38種、両生類1種、爬虫類2種、淡水産魚類9種、昆虫類17種、クモ類1種、陸・淡水産貝類1種が選定された。また、対象事業実施区域周辺において、注目すべき生息地の分布は確認されていない。

なお、影響を受けると想定される範囲外ではあるが、向島の西南端が国指定天然記念物「向島タヌキ生息地」の保護区に指定されている。

表 3.1-26 重要な動物の選定根拠

選定根拠		参考文献等
①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されているもの	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天） ・県指定天然記念物（県天）	・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定されているもの（全国カテゴリー）	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際）	・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
③「レッドリスト」（環境省）に取り上げられているもの（全国カテゴリー）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）	・「環境省報道発表資料 第 4 次レッドリストの公表について」（環境省、平成 24 年）
④野生水生生物に関する「データブック」（水産省編）に取り上げられているもの（全国カテゴリー）	・絶滅危惧種（危惧） ・危急種（危急） ・希少種（希少） ・減少種（減少） ・減少傾向（減傾） ・地域個体群（地域） ・普通	・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁、平成 10 年）
⑤地域特性上、重要と考えられるもの（山口県カテゴリー）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）	・「レッドデータブックやまぐち」（山口県、平成 14 年） ・「レッドデータブックやまぐち（貝類）」（山口県、平成 15 年）

表 3.1-27(1) 防府市で生息が確認されている重要な動物

No.	分類	科 名	種 名	選 定 根 拠				
				① 天 然 記念物	② 種 の 保 存	③ 環 境 省 RL	④ 水 産 庁 RDB	⑤ 山 口 県 RDB
1	哺乳類	トガリネズミ科	サイゴクジネズミ	-	-	-	-	NT
2		ウサギ科	キュウシュウノウサギ	-	-	-	-	NT
3		ネズミ科	ホンドカヤネズミ	-	-	-	-	NT
4		イタチ科	ニホンイタチ	-	-	-	-	NT
5			ニホンアナグマ	-	-	-	-	NT
6		ネズミイルカ科	スナメリ	-	国際	-	希少	-
7	鳥 類	カイツブリ科	カイツブリ	-	-	-	-	NT
8		ウ科	ヒメウ	-	-	EN	-	NT
9		サギ科	サンカノゴイ	-	-	EN	-	CR
10			ヨシゴイ	-	-	NT	-	NT
11			チュウサギ	-	-	NT	希少	VU
12		トキ科	クロツラヘラサギ	-	-	EN	危惧	VU
13		カモ科	コクガン	国天	-	VU	希少	VU
14			マガン	国天	-	NT	-	NT
15			ヒシクイ	国天	-	VU	-	VU
16			サカツラガン	-	-	DD	-	VU
17			コハクチョウ	-	-	-	-	VU
18			ツクシガモ	-	-	VU	-	VU
19			ヨシガモ	-	-	-	-	NT
20			カワアイサ	-	-	-	-	NT
21		タカ科	ミサゴ	-	-	NT	-	NT
22			ツミ	-	-	-	-	NT
23			ハイタカ	-	-	NT	-	NT
24			ハイイロチュウヒ	-	-	-	-	NT
25			チュウヒ	-	-	EN	-	VU
26		ハヤブサ科	ハヤブサ	-	国内	VU	-	VU
27		ツル科	ナベヅル	-	国際	VU	-	CR
28		クイナ科	オオバン	-	-	-	-	NT
29		チドリ科	シロチドリ	-	-	VU	-	VU
30			ケリ	-	-	DD	-	NT
31		シギ科	ハマシギ	-	-	NT	-	-
32			アカアシシギ	-	-	VU	-	VU
33			ホウロクシギ	-	-	VU	-	VU
34			コシヤクシギ	-	国際	EN	-	CR
35		セイタカシギ科	セイタカシギ	-	-	VU	希少	EN
36		カモメ科	ウミネコ	-	-	-	-	NT
37			コアジサシ	-	国際	VU	減傾	VU
38		フクロウ科	アオバズク	-	-	-	-	NT
39		ツグミ科	クロツグミ	-	-	-	-	NT
40		ヒタキ科	オオルリ	-	-	-	-	NT
41		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	-	-	-	-	NT
42		ツリスガラ科	ツリスガラ	-	-	-	-	NT
43		ホオジロ科	ホオアカ	-	-	-	-	NT
44			シマアオジ	-	-	CR	-	-

表 3.1-27(2) 防府市で生息が確認されている重要な動物

No.	分類	科 名	種 名	選 定 根 拠				
				① 天 然 記念物	② 種 の 保存	③ 環境省 RL	④ 水産庁 RDB	⑤ 山口県 RDB
45	両生類	アカガエル科	トノサマガエル	-	-	NT	-	NT
46	爬虫類	ヌマガメ科	ニホンイシガメ	-	-	NT	減傾	NT
47		ヤモリ科	タワヤモリ	-	-	NT	-	NT
48	淡水産 魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ	-	-	VU	希少	VU
49		コイ科	ゲンゴロウブナ	-	-	EN	-	-
50			カワムツ A 型	-	-	-	-	CR
51			モツゴ	-	-	-	-	VU
52		ドジョウ科	ドジョウ	-	-	DD	-	EN
53		アカザ科	アカザ	-	-	VU	-	VU
54		サケ科	サツキマス（降海性） アマゴ（陸封性）	-	-	NT	危惧	EN
55		メダカ科	メダカ	-	-	VU	-	EN
56		ケツギョ科	オヤニラミ	-	-	EN	希少	-
57	昆虫類	イトトンボ科	ベニイトトンボ	-	-	NT	-	VU
58			コフキヒメイトトンボ	-	-	-	-	CR
59		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	-	-	NT	-	VU
60		ヤンマ科	アオヤンマ	-	-	NT	-	-
61		サナエトンボ科	アオサナエ	-	-	-	-	NT
62		トンボ科	ベッコウトンボ	-	国内	CR	-	CR
63		アメンボ科	エサキアメンボ	-	-	NT	-	NT
64		コオイムシ科	コオイムシ	-	-	NT	-	NT
65		ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	-	-	VU	-	CR
66		ツリアブ科	シバカワツリアブ	-	-	-	-	CR
67		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	-	-	EN	-	EN
68		シジミチョウ科	シルビアシジミ	-	-	EN	-	VU
69		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	-	-	VU	-	VU
70			ウラギンヒョウモン	-	-	-	-	DD
71		ジャノメチョウ科	ウラナミジャノメ	-	-	VU	-	VU
72			キマダラモドキ	-	-	NT	-	-
73		セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	-	-	-	-	DD
74	クモ類	ジグモ科	ワスレナグモ	-	-	NT	-	NT
75	陸・淡水 産貝類	オナジマイマイ科	コオオベソマイマイ	-	-	-	-	VU
合 計		哺乳類 6 種、鳥類 38 種、両生類 1 種、爬虫類 2 種、淡水産魚類 9 種、昆虫類 17 類、 クモ類 1 種、陸・淡水産貝類 1 種						

注：選定根拠は、表 3.1-26 に基づくものである。

出典：「レッドデータブックやまぐち」（山口県、平成 14 年）、
「防府市史 資料 I 自然・民俗・地名」（防府市、平成 6 年）等

2. 植 物

(1) 植物相及び植生の概要

「防府市史 資料Ⅰ 自然・民俗・地名」（防府市、平成6年）によれば、防府市は、本来シイ・カシ等の常緑樹林が潜在自然植生と考えられるが、そのほとんどが人間活動により二次的植生に置き換わり、現在は防府市全域をアカマツ林（コバノミツバツツジ・アカマツ群落等）が優占している。また、スギ・ヒノキの人工林、果樹園、耕作地等も存在する。

対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図（自然環境保全基礎調査）は図3.1-20のとおりである。対象事業実施区域は工場地帯であり、その周辺は市街地、路傍・空地雑草群落、その他植林、水田雑草群落となっている。

(2) 重要な種の概要

既存の文献に記載されている種について、表3.1-28に示す選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から、対象事業実施区域の位置する防府市において生育が確認されている重要な種を選定した。その重要な種を選定結果は、表3.1-29のとおりであり、シダ植物4種、種子植物23種、コケ植物3種が選定された。

表 3.1-28 重要な植物の選定根拠

選定根拠		参考文献等
①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）により指定されているもの	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天） ・県指定天然記念物（県天）	・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）により指定されているもの（全国カテゴリー）	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際）	・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年政令第17号）
③「レッドリスト」（環境省）に取り上げられているもの（全国カテゴリー）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）	・「環境省報道発表資料 第4次レッドリストの公表について」（環境省、平成24年）
④地域特性上、重要と考えられるもの（山口県カテゴリー）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）	・「レッドデータブックやまぐち」（山口県、平成14年）

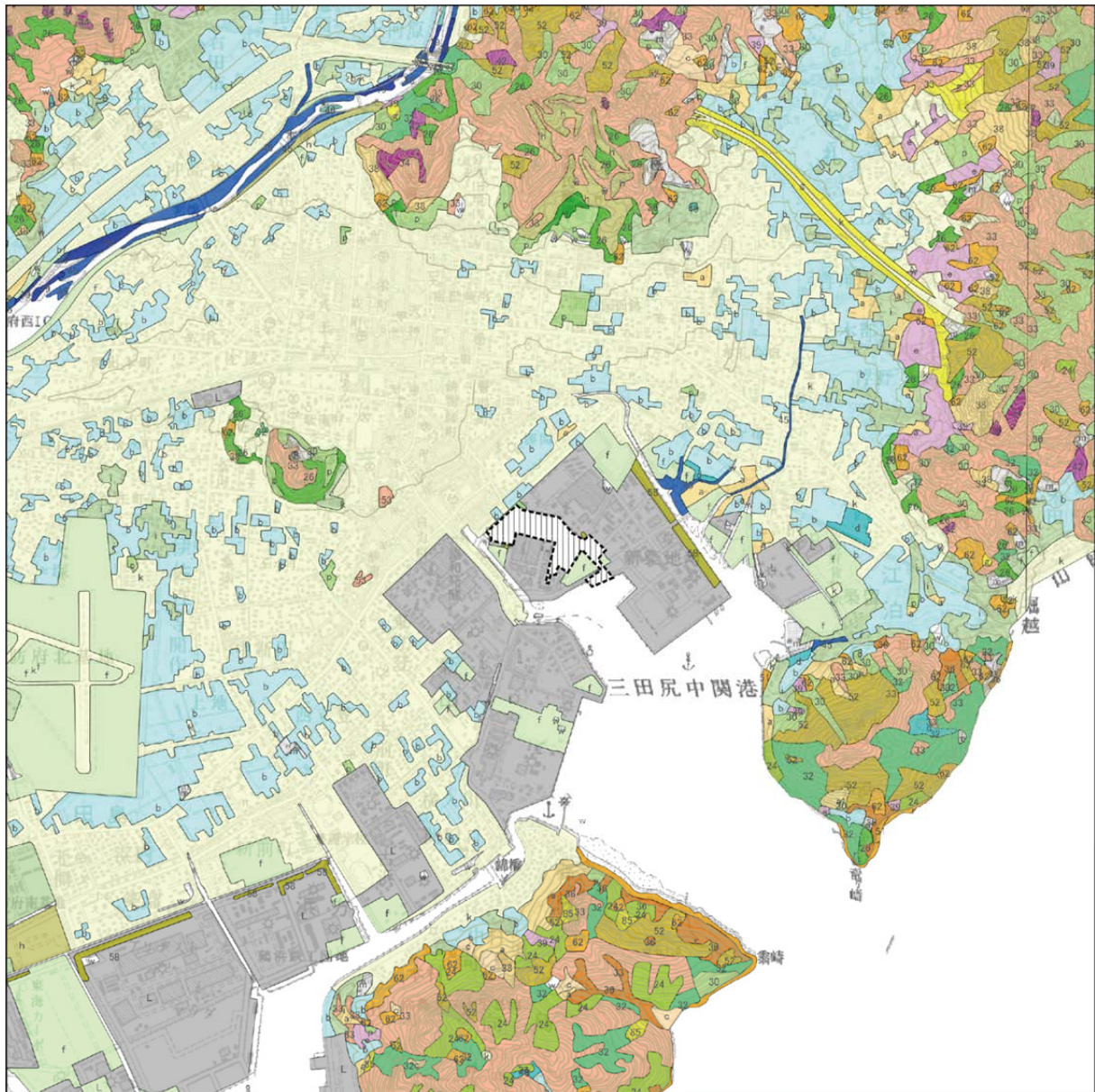


図 3.1 - 20 現存植生図 (平成 15 年度調査)

凡 例

対象事業実施区域

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 33 アカマツ群落 (VII) | 36 タケ・ササ群落 |
| 53 アカマツ植林 | 24 タブノキ・ヤブニツケイニ次林 |
| 32 アカメガシワ・エノキ群落 | 46 ツルヨシ群集 |
| 41 ウラジロ・コシダ群落 | 74 ヌマガヤオーダー |
| 85 クスノキ群落 | 34 ネズ・アカマツ群落 |
| 39 クズ群落 | 49 ヒルムシロクラス |
| 30 コナラ群落 (VII) | 19 ヤナギ高木群落 (VI) |
| h ゴルフ場・芝地 | 45 ヨシクラス |
| 26 シイ・カシニ次林 | e 果樹園 |
| 52 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | L 工場地帯 |
| 1 スダジイ群落 | 51 砂丘植生 |
| 58 その他植林 | p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |

「第 6 回、第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査」
(環境省 HP、平成 26 年 12 月現在) より作成

- | | |
|-----------------|-------|
| r 自然裸地 | k 市街地 |
| b 水田雑草群落 | |
| m 造成地 | |
| 62 竹林 | |
| 38 低木群落 | |
| a 畑雑草群落 | |
| 42 伐採跡地群落 (VII) | |
| d 放棄水田雑草群落 | |
| c 放棄畑雑草群落 | |
| g 牧草地 | |
| i 緑の多い住宅地 | |
| f 路傍・空地雑草群落 | |



0 1 2km
1:50,000

表 3.1-29 防府市で生育が確認されている重要な植物

No.	分類	科 名	種 名	選 定 根 拠			
				① 天 然 記念物	② 種 の 保 存	③ 環 境 省 RL	④ 山 口 県 RDB
1	シダ植物	ミズニラ科	ミズニラ	－	－	NT	CR
2		ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ	－	－	－	VU
3		ミズワラビ科	ヒメウラジロ	－	－	VU	NT
4		メシダ科	コクモウクジャク	－	－	－	CR
5	種子植物	モウセンゴケ科	コモウセンゴケ	－	－	－	VU
6		バラ科	ナガボノシロワレモコウ	－	－	－	VU
7		マメ科	シバハギ	－	－	－	VU
8		イチヤクソウ科	ウメガサソウ	－	－	－	VU
9		アカネ科	マルバジュズネノキ	－	－	－	VU
10		シソ科	ヤマジソ	－	－	NT	VU
11		ゴマノハグサ科	スズメハコベ	－	－	VU	VU
12		キツネノマゴ科	オギノツメ	－	－	－	VU
13		キク科	ホソバニガナ	－	－	EN	CR
14			タムラソウ	－	－	－	VU
15			カンサイタンポポ	－	－	－	VU
16		トチカガミ科	マルミスブタ	－	－	VU	CR
17		ヒルムシロ科	カワツルモ	－	－	NT	CR
18		アヤメ科	エヒメアヤメ	－	－	VU	CR
19		ホシクサ科	クロホシクサ	－	－	VU	EN
20		イネ科	ジョウボウザサ	－	－	－	VU
21		カヤツリグサ科	イトテンツキ	－	－	NT	VU
22			キシウナキリスゲ	－	－	VU	CR
23			クロタマガヤツリ	－	－	－	VU
24			ミカツキグサ	－	－	－	NT
25			ヒメカンガレイ	－	－	VU	VU
26		ラン科	アキザキヤツシロラン	－	－	－	CR
27			ミズトンボ	－	－	VU	NT
28	コケ植物	ホウオウゴケ科	ジョウレンホウオウゴケ	－	－	VU	CR＋EN
29		ウキゴケ科	ウキゴケ	－	－	－	CR＋EN
30			イチョウウキゴケ	－	－	NT	CR＋EN
合 計		シダ植物 4 種、種子植物 23 種、コケ植物 3 種					

注：選定根拠は、表 3.1-28 に基づくものである。

出典：「レッドデータブックやまぐち」（山口県、平成 14 年）、

「防府市史 資料Ⅰ 自然・民俗・地名」（防府市、平成 6 年）等

(3) 重要な群落の概要

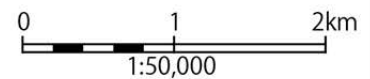
対象事業実施区域周辺における重要な群落として、阿弥陀寺樹林が特定植物群落になっている。位置は図3.1-21のとおりである。



図 3.1 - 21 重要な群落の位置

- 凡 例
-  対象事業実施区域
 -  特定植物群落 (阿弥陀寺樹林)

「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
(環境庁、昭和63年)より作成



(4) 干潟・藻場

対象事業実施区域の周辺海域における干潟・藻場の分布状況は、図 3.1-22 のとおりである。

干潟は江泊の西側沿岸部に、藻場は向島周辺や、江泊の東側沿岸部に分布している。



図 3.1 - 22 干潟・藻場分布状況

凡 例

対象事業実施区域

干潟

藻場

「第 4 回自然環境保全基礎調査 山口県自然環境情報図」
(環境庁、平成 7 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

3. 生態系

(1) 動植物の生息・生育環境の状況

防府市の自然環境は、北側に佐波川が流れ、南側を海に臨み、東側、西側は山に囲まれた平野となっており、中心には市街地、水田、干拓地等が広がっている。

臨海の工場地帯である対象事業実施区域周辺は、路傍・空地雑草群落、その他植林、水田雑草群落、海域等が生態系の基盤環境となっている。

路傍・空地雑草群落、その他植林、水田雑草群落の基盤環境には、下位の消費者としてバッタ類、チョウ類、甲虫類等の昆虫類が生息し、中位の消費者としてヌマガエル等の両生類、カワラヒワ、スズメ、イソヒヨドリ等の鳥類、ドブネズミ等の小型哺乳類、シマヘビ等の爬虫類が生息している。上位の消費者としては、イタチ等の中型哺乳類やハヤブサ、チュウヒ等の猛禽類が生息し、これらの動物が食物連鎖を形成し生態系を構成している。

また、海域ではカモメ類、ミサゴ等が魚類を捕食する食物連鎖が存在していると考えられる。

対象事業実施区域を含む防府市の自然環境における食物連鎖の概要は、図3.1-23のとおりである。

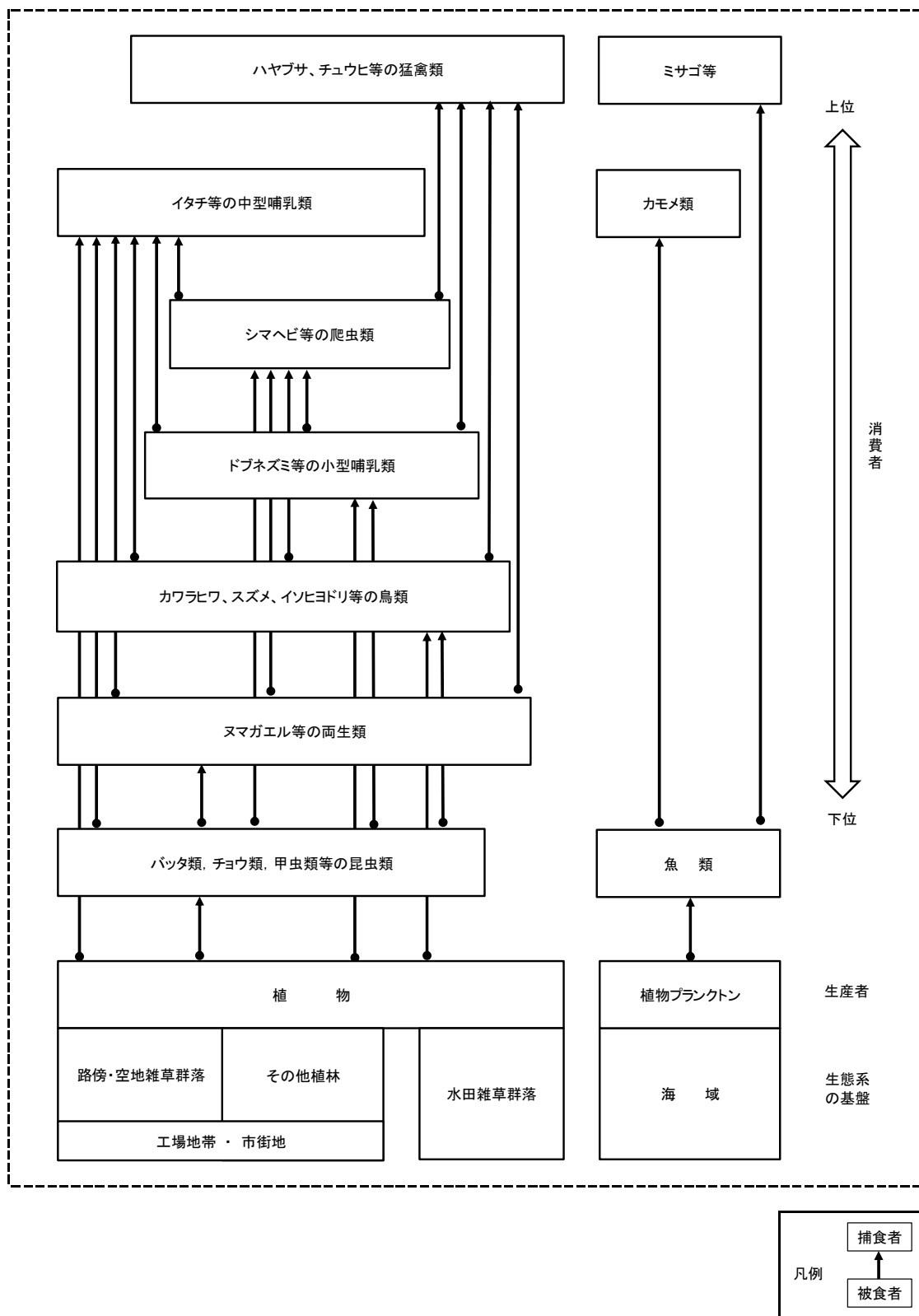


図 3.1-23 防府市の自然環境における食物連鎖の概要

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

1. 景 観

(1) 景観の特性、景観構成要素の状況

対象事業実施区域及びその周辺は、防府平野において瀬戸内海に面した埋立地域であり、三田尻湾奥部に位置している。

(2) 主要な眺望点の分布状況

対象事業実施区域周辺における景観資源は表 3.1-30、位置は図 3.1-24 のとおりである。

表 3.1-30 主要な眺望点及び景観資源

	図中番号	名 称
景 観 資 源	1	阿弥陀寺
	2	防府天満宮の梅の花
	3	三田尻商人達が通った石畳の道
	4	三田尻大屋根の醤油蔵とまちなみ
眺 望 点	イ	桑山
	ロ	天神山

出典：「やまぐち風景づくり特選」（山口県、平成21年）
「防府市景観計画」（防府市、平成24年）

(3) すぐれた景観資源分布状況

対象事業実施区域周辺における自然景観資源は、表 3.1-31 のとおりであり、琴音の滝、周南群島がある。

表 3.1-31 自然景観資源の状況

類 型	自然景観 資源名	名 称	眺望性	関係市 町村	保護の 現状	地域との 関わり	広域的利用
河川景観	滝	琴音の滝	近景	防府市	—	地域のシンボル	一般観光
海岸景観	多島海	周南群島	中景 遠景	徳山市 新南陽市 防府市	—	生活レベルの利用	一般観光 レクリエーション利用

出典：「日本の自然景観 中国版Ⅱ 広島県・山口県」（環境庁、平成元年）

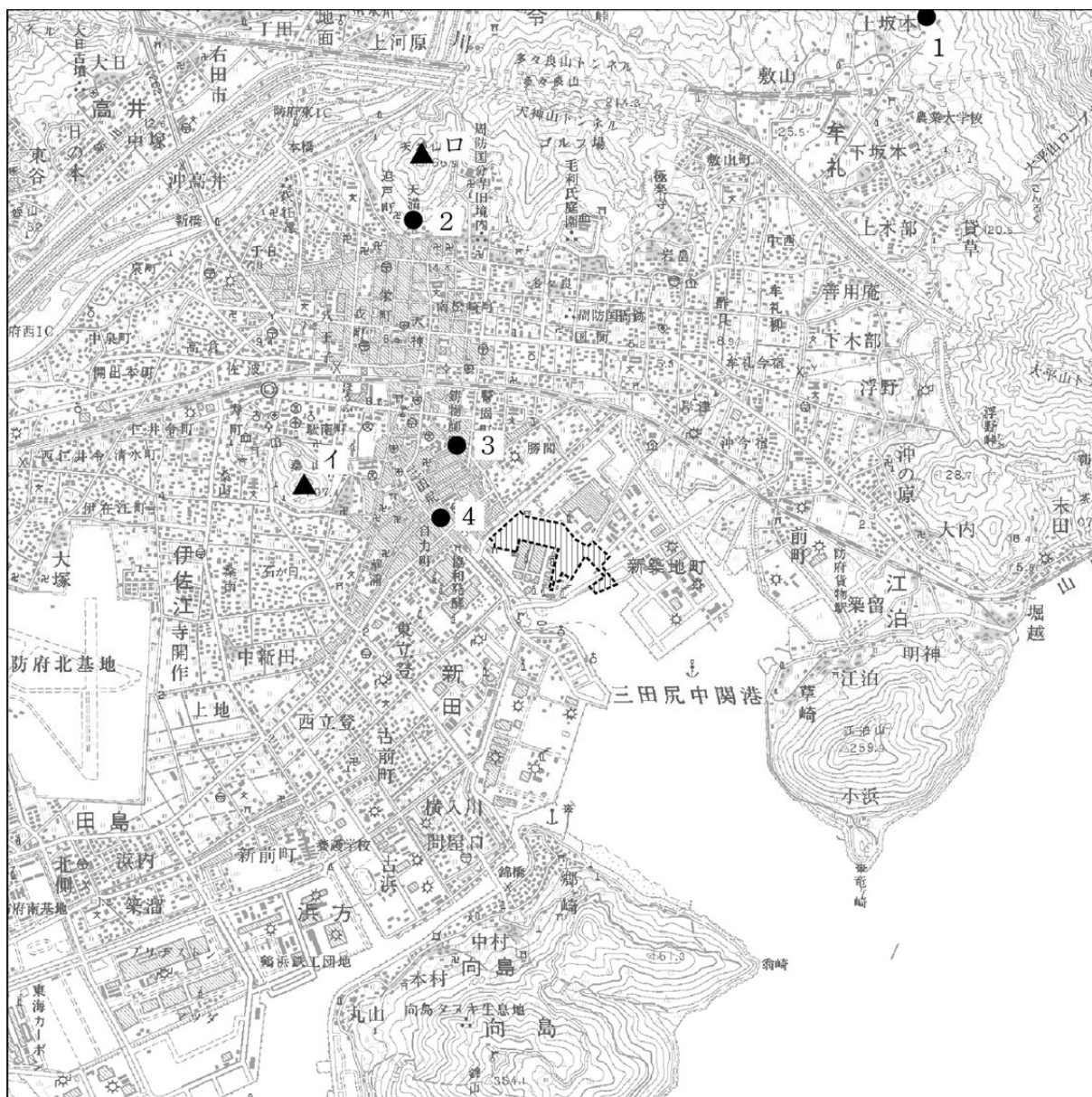


図 3.1-24 主要な眺望点および景観資源の位置

凡 例

対象事業実施区域

▲ 主要な眺望点

● 景観資源

「やまぐち風景づくり特選」(山口県、平成 21 年) 等より作成



0 1 2km
1:50,000

2. 触れ合いの活動の場

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表3.1-32、位置は図3.1-25のとおりである。

表 3.1-32 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	名 称
1	桑山公園
2	天神山公園
3	毛利氏庭園
4	向島運動公園

出典：「やまぐち観光ガイドマップ」（山口県観光連盟）等

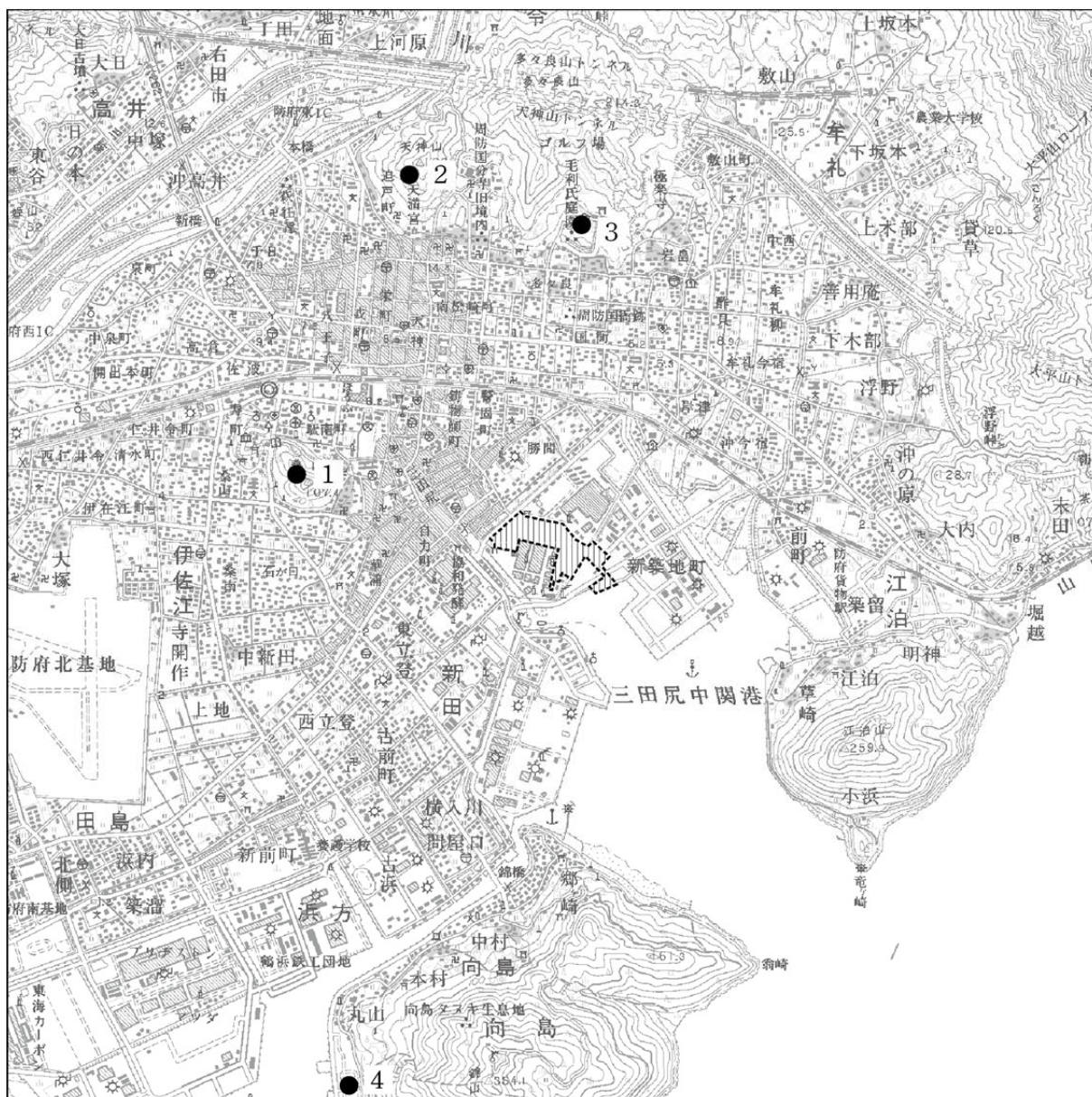


図 3.1-25 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

凡 例

「やまぐち観光ガイドマップ」(山口県観光連盟)等より作成

対象事業実施区域

● 人と自然との触れ合いの活動の場



0 1 2km
1:50,000

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人 口

(1)人口、世帯数の推移等

防府市の人口等の推移は、表3.2-1のとおりである。平成26年の防府市の人口は116,263人、世帯数は48,851戸となっている。

表3.2-1 人口等の推移

(各年10月1日現在)

項目 年	防 府 市		
	人 口 (人)	世帯数	1世帯当たり人員
平成26年	116,263	48,851	2.4
平成25年	115,922	47,982	2.4
平成24年	116,105	47,636	2.4
平成23年	116,359	47,257	2.5
平成22年	116,611	46,851	2.5

注：人口は、平成22年国勢調査結果を基に、毎月の住民基本台帳による転入・転出・出生及び死亡数を加減して算出した推計値を示す。

出典：「山口県人口移動統計調査」（山口県HP、平成26年12月現在）

2. 産 業

(1)産業構造

防府市の産業大分類別就業者数は、表3.2-2のとおりである。構成比では、第三次産業が多くなっている。

表3.2-2 産業大分類別就業者数（平成22年）

区分	防 府 市	
	就業者数(人)	構成比(%)
第一次産業	1,644	3.0
農 業	1,440	
林 業	45	
漁 業	159	
第二次産業	17,239	31.8
鉱業、採石業、砂利採取業	18	
建設業	4,721	
製造業	12,500	
第三次産業	35,271	65.1
電気・ガス・熱供給・水道業	259	
情報通信業	405	
運輸業、郵便業	3,426	
卸売業、小売業	9,009	
金融業、保険業	1,028	
不動産業、物品賃貸業	558	
学術研究、専門・技術サービス業	1,040	
宿泊業、飲食サービス業	2,439	
生活関連サービス業、娯楽業	2,117	
教育、学習支援業	2,347	
医療、福祉	6,395	
複合サービス事業	403	
サービス業（他に分類されないもの）	3,000	
公務	2,845	
分類不能の産業	2,064	
合 計	56,218	100

注：構成比は分類不能の産業を除いたものである。

出典：「平成22年国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表（平成22年）」
（総務省統計局HP、平成26年12月現在）

(2) 各次産業の特色、地場産業の状況等

① 農 業

防府市の農家数の推移は、表3.2-3のとおりである。平成22年の農家数の総数は1,130戸である。

表3.2-3 農家数の推移

（単位：戸）

年 \ 項目	防 府 市		
	専業農家	兼業農家	計
平成22年	366	764	1,130
平成17年	387	1,040	1,427

注：農家数は販売農家を示している。

出典：「2010年世界農林業センサス報告書」（農林水産省、平成24年）
「2005年農林業センサス報告書」（農林水産省、平成20年）

②林 業

平成22年における防府市の森林面積は、表3.2-4のとおりである。森林面積は9,788haであり、民有林が9,730ha（99.4%）、国有林が58ha（0.6%）となっている。

表3.2-4 森林面積（平成22年）

（単位：ha）

区 分	総 数	国有林	民 有 林		
		計	計	公有林	私有林
防府市	9,788	58	9,730	1,218	8,512

出典：「平成24～25年山口農林水産統計年報」（中国四国農政局統計部、平成26年）

③漁 業

平成24年における魚種別の漁獲量は表3.2-5のとおりである。

防府市の漁獲量は557 t で、魚種別漁獲量はこのしろ、いか類、えび類が多くなっている。

表 3.2-5 主要な魚種別漁獲量（平成 24 年）

（単位：t）

区 分	漁 獲 量 計	漁 業 種 類									
		このしろ	いか類	えび類	ひかれい・類	たこ類	たい類	すずき類	貝類	海藻類	あじ類
防府市	557	57	38	37	32	32	25	13	12	12	8

注：魚種別漁獲量は、防府市における漁獲量のうちその他の魚種を除く上位10種を選定した。

出典：「海面漁業生産統計調査」（農林水産省 HP、平成26年12月現在）

④工 業

防府市の工業の推移は、表3.2-6のとおりである。平成24年の防府市の製造品出荷額等は約7,935億円である。

表3.2-6 工業の推移

項 目 年	防 府 市		
	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成24年	137	12,460	79,354,287
平成23年	157	12,539	85,470,050
平成22年	145	12,489	100,347,471
平成21年	152	12,342	85,422,767
平成20年	168	13,721	126,626,868

出典：「平成20年～平成24年 工業統計表（市区町村編）データ」
（経済産業省、平成22年5月～平成26年4月公表）

⑤商 業

防府市の商業の推移は、表3.2-7のとおりである。平成24年の年間商品販売額は約1,944億円である。

表3.2-7 商業の推移

項 目 年	防 府 市		
	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）
平成24年	1,288	8,850	19,441,533
平成19年	1,414	9,697	26,958,148

出典：「平成24年 山口県の商業」（山口県HP、平成26年12月現在）

3.2.2 土地利用の状況

1. 行政区画

「国土利用計画法」(昭和49年、法律第92号)による土地利用基本計画の状況を図3.2-1に示す。対象事業実施区域は、市街化区域に含まれている。

また、「都市計画法」(昭和43年、法律第100号)による都市計画地域と用途地域の指定状況は図3.2-2に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業専用地域、工業地域及び準工業地域に指定されている。

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省HP、平成26年12月現在)
「防府都市計画総括図」(防府市、平成26年7月現在)

2. 土地利用

(1) 土地利用及び都市計画区域等の状況

平成24年の防府市の地目別土地利用面積は、表3.2-8のとおりである。

防府市の総面積は約95.3km²で、山林が約36.6 km² (38.4%) と最も多く、次いで田の約24.6km² (25.8%)、宅地の約22.5km² (23.6%) 等となっている。

表3.2-8 地目別土地利用面積

(単位：km²)

区 分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
防府市	24.62 (25.8%)	5.12 (5.4%)	22.48 (23.6%)	0.08 (0.1%)	36.63 (38.4%)	2.02 (2.1%)	4.35 (4.6%)	95.30

注：平成24年1月1日現在の民有地である。

出典：「山口県統計年鑑 平成25年刊」(山口県統計協会、平成25年)

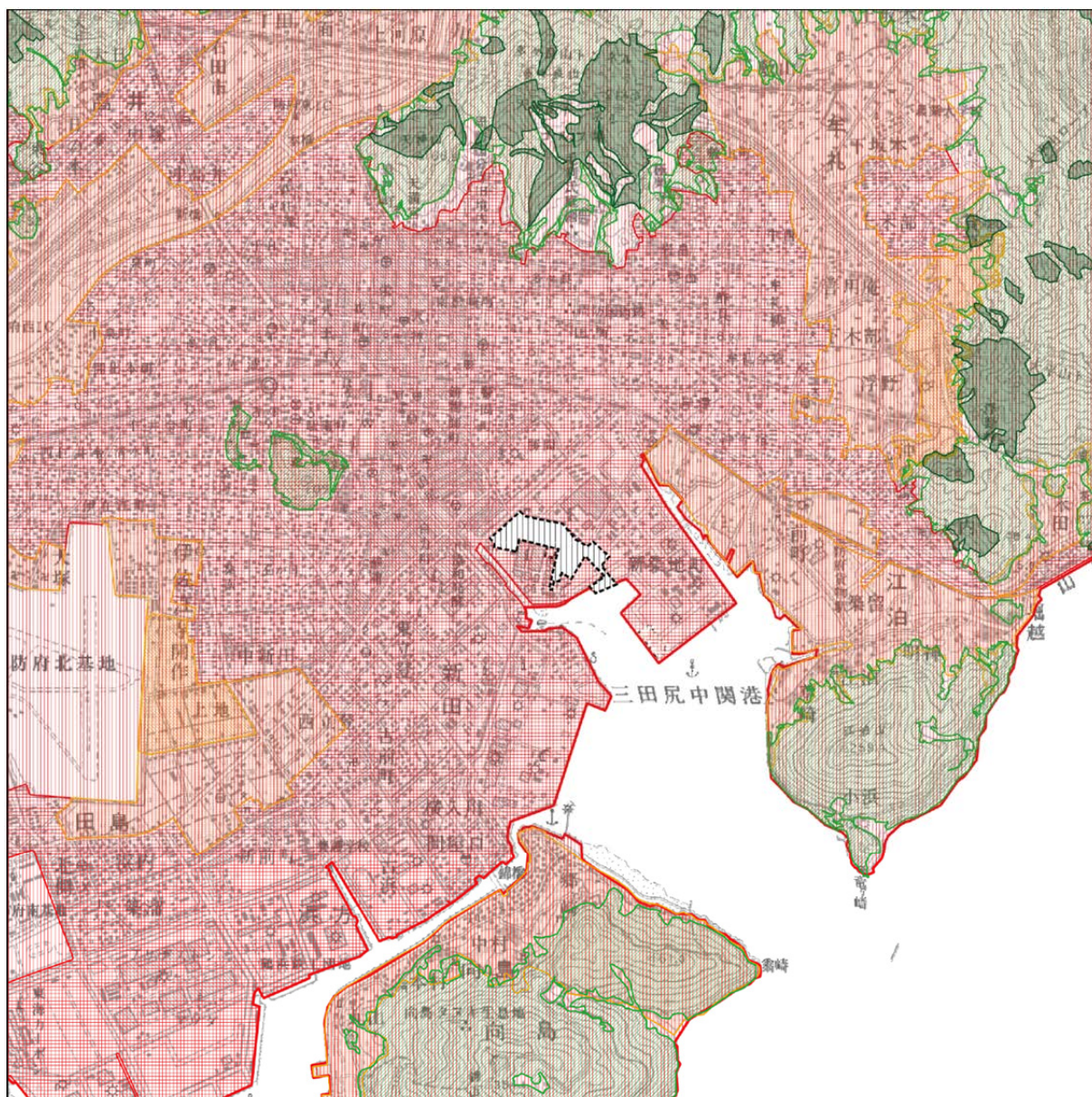


図 3.2-1 土地利用の状況

凡 例

対象事業実施区域

都市地域

市街化区域

市街化調整区域

その他の用途地域

農業地域

農用地域

森林地域

国有林

地域森林計画対象民有地

保安林

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」

(国土交通省 HP、平成 26 年 12 月現在) 等より作成



0 1 2km
1:50,000

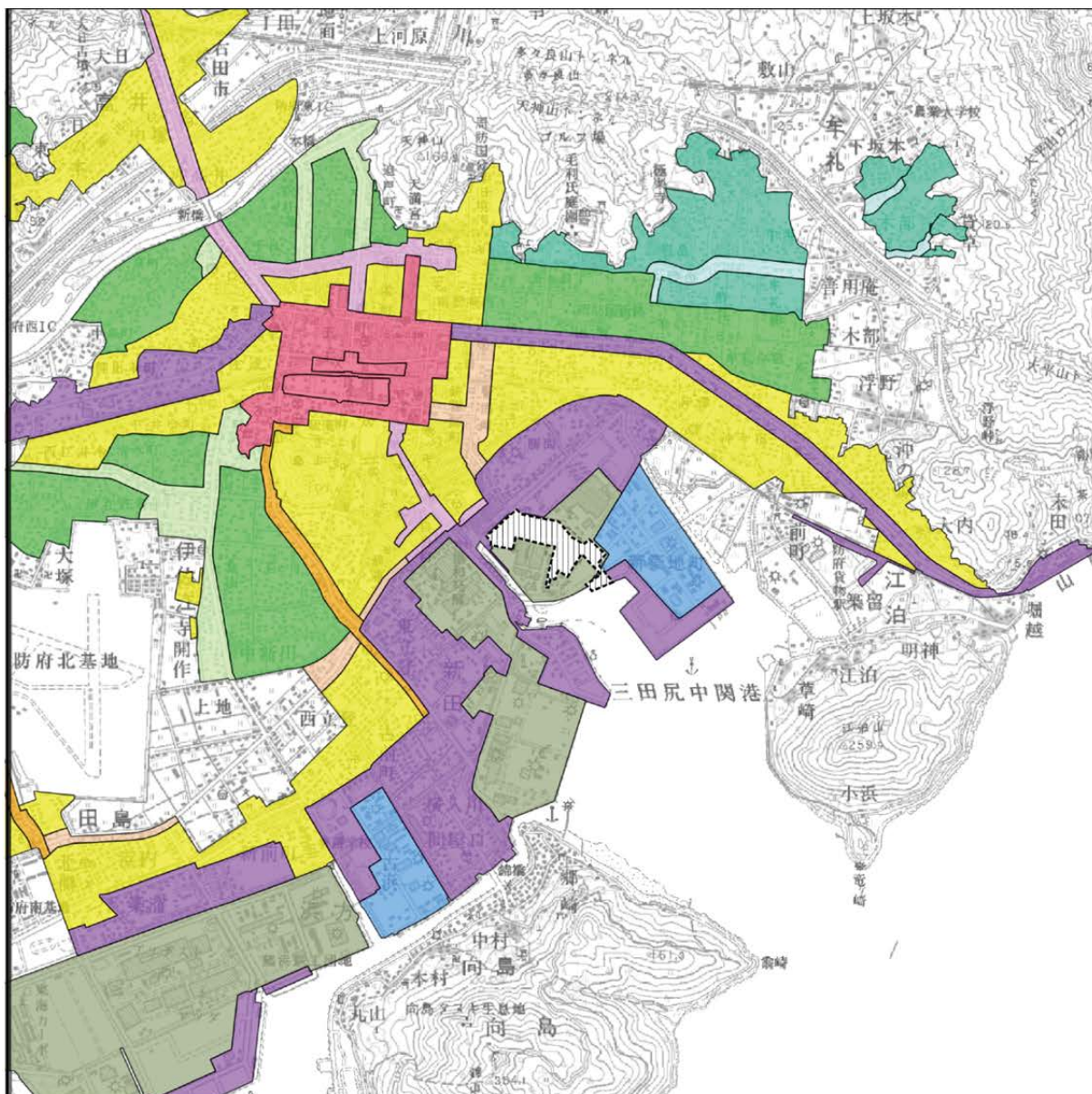


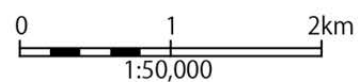
図 3.2 - 2 都市計画用途地域図

凡 例

-  対象事業実施区域
-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域

「防府都市計画総括図」

(防府市、平成 26 年 7 月現在) より作成



(2) 市街地及び集落の規模、分布状況

対象事業実施区域の北西約2kmに位置する防府駅周辺に商業地域が広がっており、防府市の中心市街地となっている。

出典：「防府都市計画総括図」（防府市、平成26年7月現在）

(3) 土地利用の将来計画等

防府市では、第4次防府市総合計画として「防府まちづくりプラン2020」を掲げている。本基本計画は、防府市自治基本条例第13条の規定に則り、基本構想で示した将来都市像である「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」とそれを実現するためのまちづくりの大綱を基本として、計画期間内に推進しようとする施策を体系的に明らかにするものである。

「分野別計画」を中心に、「土地利用計画」、「健全財政の継続」、「計画の進行管理」で構成している。計画期間は、平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までの10年間としている。

土地利用計画については、①市街化区域においては、計画的で効率的な土地利用が図られるよう、面的な都市基盤整備を推進し、都市機能の向上と残存する未利用地などの有効活用を図ることにより、密度の高い良好な市街地の形成に努める、②市街化調整区域においては、優良な農地として保全すべき区域、災害防止上保全すべき区域及び自然環境形成上保全すべき区域では、必要な施設を整備し保全・保護に努める、③農用地、林野などの他目的への転換や開発行為の際には、地域に及ぼす影響や緑地保全の観点から、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの関係法令に基づいた適正な規制により、調和のとれた土地利用を促進することとしている。

出典：「第4次防府市総合計画 防府まちづくりプラン2020」（防府市、平成23年）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 水域の利用

(1) 河川の利用

防府市に流入する一級河川の佐波川では、第5種共同漁業権が設定されており、内水面漁業が営まれているが、対象事業実施区域の前面海域への流入河川では内水面漁業は営まれていない。

出典：「漁業権連絡図」（山口県HP、平成26年12月現在）

(2) 海域の利用

対象事業実施区域の周辺の漁業権の設定状況は、表3.2-9のとおりである。

また、漁業権の位置は図3.2-3に示すとおりである。

表3.2-9 漁業権の設定状況

漁業権番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間
共第71号	山口県漁業協同組合吉佐支店	第1種	あおさ、あおのり	11月1日～翌年4月30日	平成26年1月1日～平成35年12月31日
			てんぐさ、ほんだわら、あかがい、あさり、あわび、かき、さざえ、とこぶし、にし、ばい、ばかがい、はまぐり、まてがい、もがい、うに、えむし、しゃこ	1月1日～12月31日	
			ひじき	1月1日～5月31日	
			もずく	12月1日～翌年3月31日	
			わかめ	12月1日～翌年5月31日	
共第72号	山口県漁業協同組合吉佐支店	第1種	あおさ	11月1日～翌年4月30日	平成26年1月1日～平成35年12月31日
			てんぐさ	1月1日～7月31日	
			ひじき	1月1日～5月31日	
			ほんだわら、あかがい、あさり、あわび、かき、さざえ、とこぶし、にし、ばい、ばかがい、はまぐり、まてがい、もがい、うに、えむし、しゃこ	1月1日～12月31日	
			もずく	12月1日～翌年3月31日	
			わかめ	12月1日～翌年5月31日	
共第73号	山口県漁業協同組合吉佐支店	第1種	うちむらさき、たいらぎ、とりがい、なみがい、みるくい、たこ	1月1日～12月31日	平成26年1月1日～平成35年12月31日
			なまこ	11月1日～翌年3月31日	
		第2種	建網(網丈1.5m以下のものに限る)、小型定置網	1月1日～12月31日	
			いか巣網	3月1日～6月30日	

出典：「漁業権連絡図」（山口県HP、平成26年12月現在）

「平成25年山口県告示第234号」（山口県HP、平成26年12月現在）



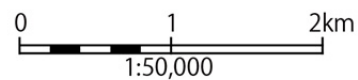
図 3.2-3 漁業権区域等

凡 例

- 対象事業実施区域
- 漁業権区域（共同）
- 港湾区域
- 漁港境界
- 漁港

「漁業権連絡図」（山口県 HP、平成 26 年 12 月現在）

「防府市の漁港」（防府市 HP、平成 24 年 12 月現在）等より作成



2. 水利用

(1) 河川、湖沼の利水の状況

防府市において、佐波川は農業用水、水道用水及び工業用水として利用されている。

出典：「佐波川水系河川整備基本方針」（国土交通省河川局、平成18年）

(2) 地下水の利用状況等

防府市の水道は、一級河川佐波川の豊富で良質な地下水を水源としており、市内5箇所 に点在している水源地から取水している。

出典：「防府市水道ビジョン」（防府市水道局、平成22年）

3.2.4 交通の状況

1. 交通施設

(1) 主要な交通施設（道路、鉄道、港湾等）の分布等

① 道 路

対象事業実施区域の周辺における主な道路としては、図3.2-4のとおり、山陽自動車道、一般国道2号、一般国道262号、主要地方道54号防府停車場線等が挙げられる。

② 鉄 道

対象事業実施区域の周辺の鉄道としては、図3.2-4のとおり、JR山陽本線と山陽新幹線が挙げられる。対象事業実施区域の最寄りの駅はJR山陽本線の防府駅である。

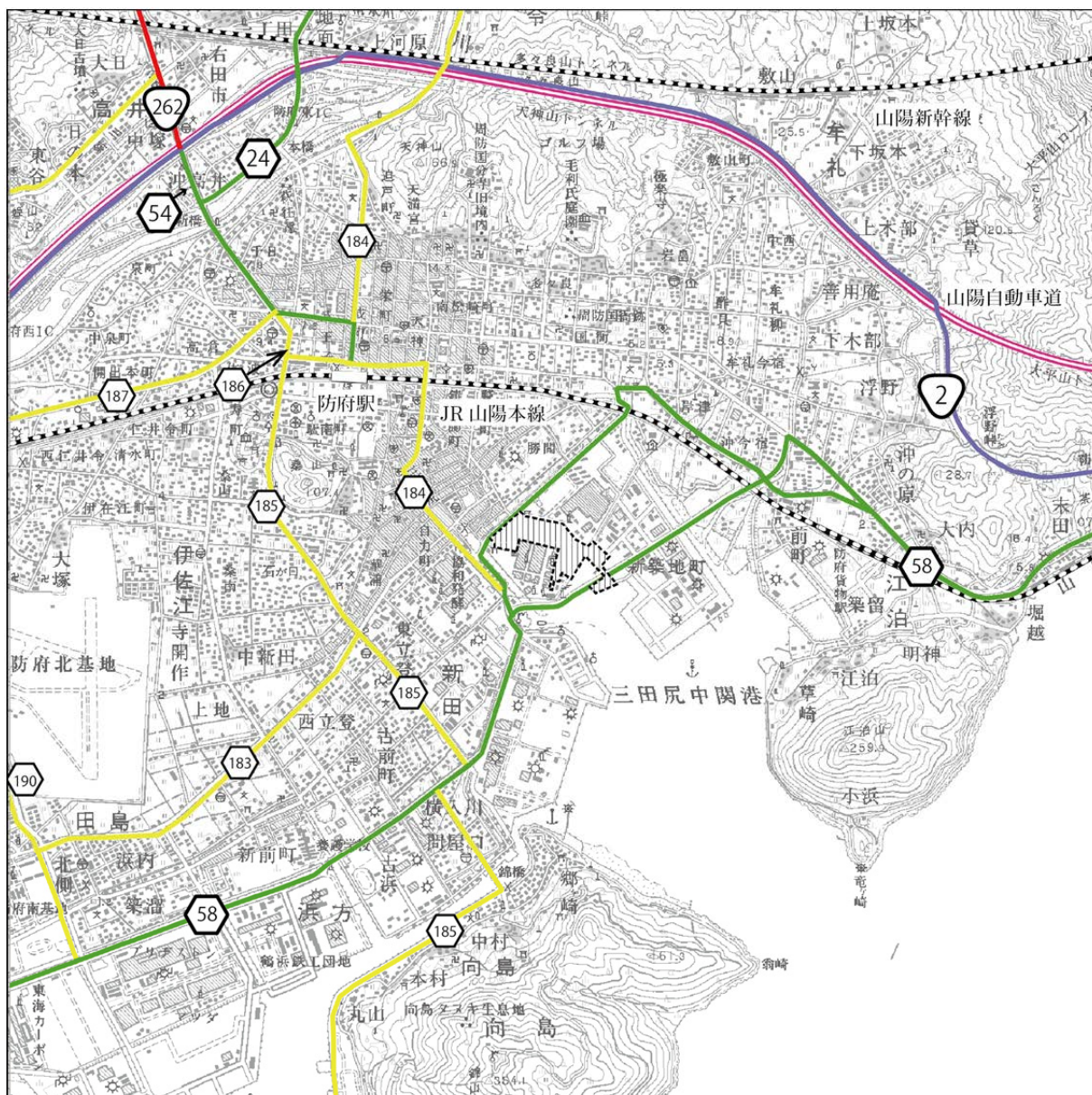


図 3.2-4 主要な交通施設位置図

凡 例

対象事業実施区域

鉄道

高速道路

国道（指定区間）

国道（指定区間外）

主要地方道

一般県道

「山口県防府土木建築事務所管内図」

（山口県防府土木建築事務所、平成 24 年）等より作成



0 1 2km
1:50,000

③港湾等

対象事業実施区域の周辺における海域には、図3.2-3のとおり、「港湾法」に基づく重要港湾である三田尻中関港、「漁港法」に基づく第1種漁港である牟礼漁港、第2種漁港である向島漁港がある。

これらの港の利用状況は、表3.2-10及び表3.2-11のとおりである

三田尻中関港の取扱貨物量の状況は表3.2-12のとおりである。

表 3.2-10 入 港 船 舶 状 況（平成 24 年）

港湾種類	港 名	区 分	総 数	外航船	内航船	自動車 航送船	漁 船	その他 (避難船、作業船等)
重要港湾	三田尻 中関港	隻 数	3,951	464	3,195	—	—	292
		総トン数	10,148,060	8,887,389	1,200,240	—	—	60,431

注：「—」は事実のないことを示す。

出典：「平成24年港湾統計 山口県のみなと」（山口県、平成26年）

表 3.2-11 漁 港 利 用 状 況（平成 24 年）

利用状況 漁 港		登録漁船		利用漁船					
				総 数		地元船		外来船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
第1種	牟礼漁港	70	140.3	88	162.7	70	140.3	18	22.4
第2種	向島漁港	144	346.3	154	383.2	144	346.3	10	36.9

出典：「防府市林務水産課資料」（防府市、平成26年11月現在）

「防府市の漁港」（防府市HP、平成26年12月現在）

表3.2-12 三田尻中関港の取扱貨物量の状況（平成24年）

（単位：千トン）

港 名	合計			外国貿易			内国貿易		
	計	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入
三田尻 中関港	4,695	4,009	686	3,533	3,415	118	1,162	594	568

出典：「平成24年港湾統計 山口県のみなと」（山口県、平成26年）

(2) 交通の将来計画等

山口県では、道路について新しい道づくりの方針である「ジョイフルロード構想」をもとに主要な道路を、広域幹線道路、地域幹線道路、都市内骨格道路として配置する計画としている。

公共交通については、駅周辺の有効利用や接続する街路の整備を進め、公共交通の結節機能と都市機能が強化された魅力ある空間として整備を図っている。

重要港湾の三田尻中関港は、物流需要の増大、船舶の大型化、荷役形態の変化等に対応するために、公共ふ頭、泊地などの港湾施設の整備を進めている。

出典：「山口県都市計画区域マスタープラン」（山口県 HP、平成 26 年 12 月現在）

2. 交通量等

(1) 幹線道路自動車交通量

対象事業実施区域の周辺における主な幹線道路における、平成22年度の交通量測定結果は、表3.2-13のとおりであり、測定区間の位置は図3.2-5のとおりである。平日の昼間の12時間交通量は、一般国道2号で15,552～20,470台、一般国道262号で24,687台となっている。

表3.2-13 自動車交通量の測定結果

道路名	測定 区間	自動車交通量（台） （昼間12時間／24時間）	大型車混入率（％） （昼間12時間）
山陽自動車道	①	14,261／24,449	39.5
一般国道2号	②	20,470／31,114	24.8
	③	15,552／21,462	28.1
一般国道262号	④	24,687／30,859	9.3
防府停車場線＜54＞	⑤	6,149／7,994	6.3
	⑥	18,182／23,264	7.5
	⑦	27,134／35,274	7.9
防府環状線＜58＞	⑧	10,738／13,637	15.9
	⑨	6,524／8,481	20.9
	⑩	11,037／14,348	16.1
	⑪	11,768／15,298	25.7
	⑫	5,708／7,249	18.5
	⑬	7,154／9,300	4.3
中ノ関港新田線＜183＞	⑭	12,701／16,511	5.1
三田尻港徳地線＜184＞	⑮	7,379／9,593	8.9
	⑯	9,901／12,871	1.5
	⑰	7,182／9,337	3.4
	⑱	5,831／7,230	6.9
防府停車場向島線＜185＞	⑲	12,863／16,722	5.2
	⑳	9,485／11,856	7.4
防府停車場大藪線＜186＞	㉑	11,102／14,433	6.2
高井大道停車場線＜187＞	㉒	15,388／20,004	7.7
中ノ関港線＜190＞	㉓	11,050／13,813	10.4

注：1. 測定区間番号は図3.2-5に対応する。

2. 昼間12時間は7～19時の12時間である。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省道路局、平成24年）

(2) 鉄道、船舶等運行回数、利用客等

対象事業実施区域の周辺における主な鉄道、船舶等における利用状況は、ＪＲ防府駅で１日64便の年間約148万7千人（平成24年度）、野島－三田尻航路の三田尻港で１日往復４便の年間4万3千人（平成23年度）の利用がある。

出典：「山口県統計年鑑 平成25年刊」（山口県統計協会、平成25年）

「野島～三田尻航路改善計画」（有限会社野島海運、平成24年）

「ＪＲおでかけネット－駅情報（防府駅）」（ＪＲ西日本ＨＰ、平成26年12月現在）

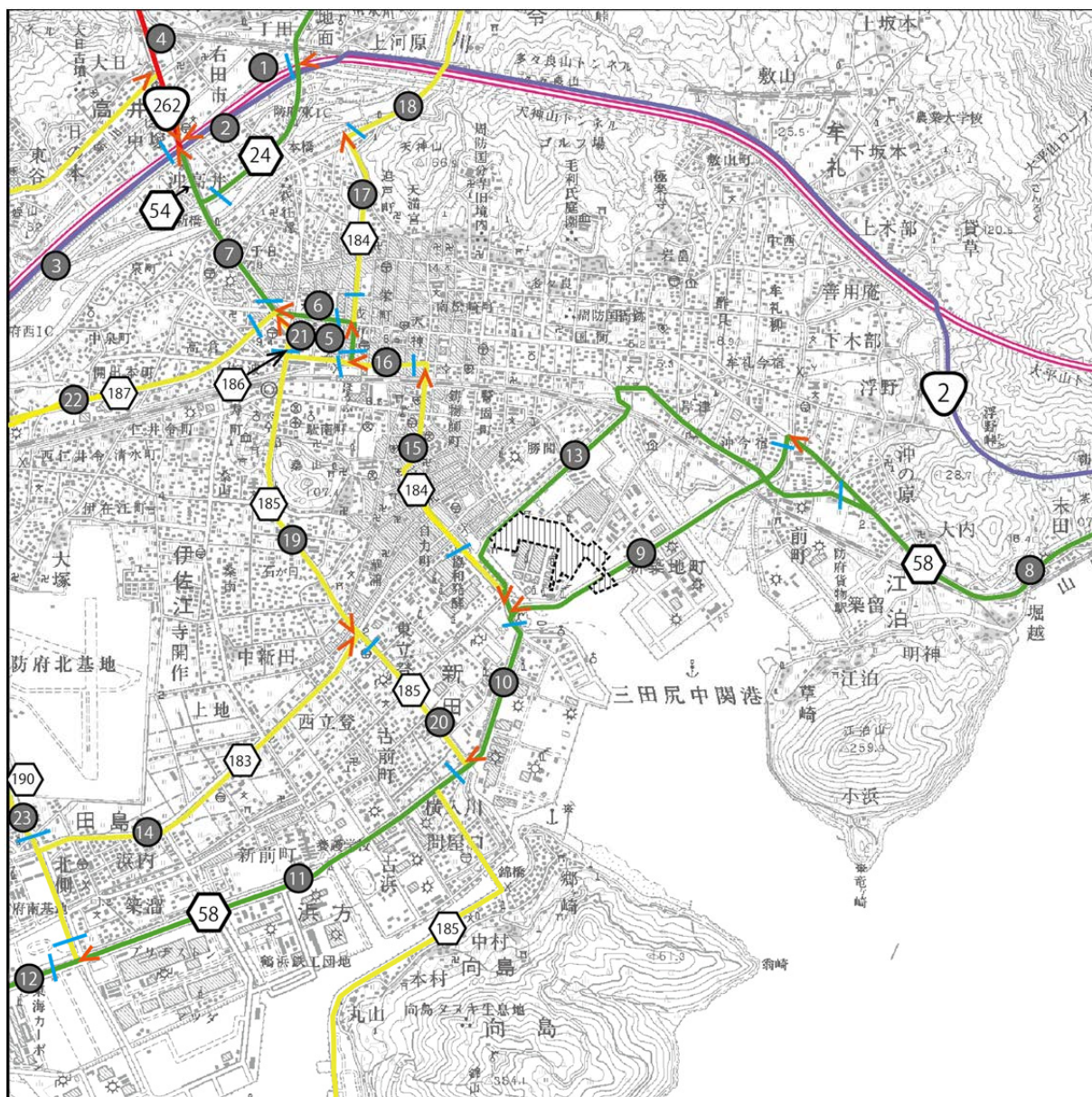


図 3.2-5 主要な運行通路における交通量調査測定区間

凡 例

-  対象事業実施区域
-  交通量測定<起点>
-  交通量測定<終点>
-  交通量測定区間

「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果表」
(山口県土木建築事務所、平成 24 年) 等より作成



0 1 2km
1:50,000

3.2.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

(1) 学校、保健医療施設、文化施設等の分布状況等

対象事業実施区域の周辺における学校、保健医療施設、文化施設の設置状況は、表3.2-14及び表3.2-15、図3.2-6及び図3.2-7のとおりである。

対象事業実施区域に近い施設としては、双葉幼稚園、誠英高等学校、勝間小学校、三田尻病院等がある。

表3.2-14 保全対象施設（学校、文化施設）

名		称	
高等学校・中学校・小学校等	誠英高等学校	保育園・幼稚園	瑞祥幼稚園
	防府高等学校		松崎幼稚園
	防府商業高等学校		暁の星幼稚園
	防府商工高等学校		佐波幼稚園
	防府特別支援学校		双葉幼稚園
	佐波中学校		鞠生幼稚園
	牟礼中学校		華城幼稚園
	右田中学校		右田幼稚園
	華陽中学校		江泊保育所
	桑山中学校		宮市保育所
	国府中学校		東牟礼保育園
	華浦小学校		牟礼保育園
	華城小学校		みどり保育園
	向島小学校		西佐波保育園
	佐波小学校		勝間保育園
	勝間小学校		双葉保育園
	松崎小学校		三田尻保育所
	新田小学校		新田保育園
	中関小学校		西須賀保育所
	牟礼小学校		向島保育園
	牟礼南小学校		錦江保育園
図書館	防府市立防府図書館		華城保育園
			右田保育園

出典：「防府市教育委員会資料」（防府市、平成26年10月現在）等

表3.2-15 保全対象施設（保健医療施設）

名		称	
病 院	松本外科病院		中央皮膚科クリニック
	緑町三祐病院		中央診療所
	山口博愛病院		宮本内科循環器科医院
	三田尻病院		光山医院
	防府消化器病センター 防府胃腸病院		深川内科循環器科医院
	防府保養院		杉山内科小児科医院
	桑陽病院		蔵重小児科
	防府病院		アベ産婦人科クリニック
	山口県立総合医療センター		周防医院
診 療 所	大内クリニック	診 療 所	牟礼小児科クリニック
	大野循環器科・内科		寿町クリニック
	黒川医院		甲嶋内科
	内平皮膚科		船津医院
	木村眼科		たにがわ医院
	松村内科医院		吉田整形外科
	佐伯医院		防府整形・リウマチクリニック
	兼子眼科医院		はすいけ耳鼻咽喉科クリニック
	古屋敷医院		岡澤医院
	原医院		秋本医院
	防府耳鼻咽喉科医院		倉田皮ふ科・乳腺科
	山口泌尿器科クリニック		うちみち脳神経クリニック
	ふじわら小児科		ひらた内科呼吸器科医院
	松本眼科医院		河村外科胃腸科医院
	村田小児科		大田呼吸器内科
	渡辺内科・呼吸器科		しんでんクリニック
	えま皮膚科		木村脳神経・外科内科
	山本内科医院		白石ひふ科
	手山産婦人科		はやしだ眼科
	しみず医院		山縣医院
	大西眼科		岡村医院
	三好クリニック		くらしげ整形外科クリニック
	防府田辺クリニック		黒田クリニック
	古賀内科クリニック		ながみつクリニック
	白石内科医院		澤内科消化器科クリニック
	防府第一クリニック		森下外科整形外科医院
	木村整形外科		ひよしクリニック
	深野医院	介 護 保 険 施 設	特別養護老人ホーム 岸津苑
	まつだ眼科		特別養護老人ホーム まめ舎
	うのき内科循環器科		介護老人保健施設 好日苑
	松本クリニック		防府在宅介護支援センター 尚齒堂
	中司内科		在宅介護支援センターはくあい

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス」（国土交通省HP、平成26年12月現在）
「市内の介護保険施設」（防府市HP、平成26年12月現在）等

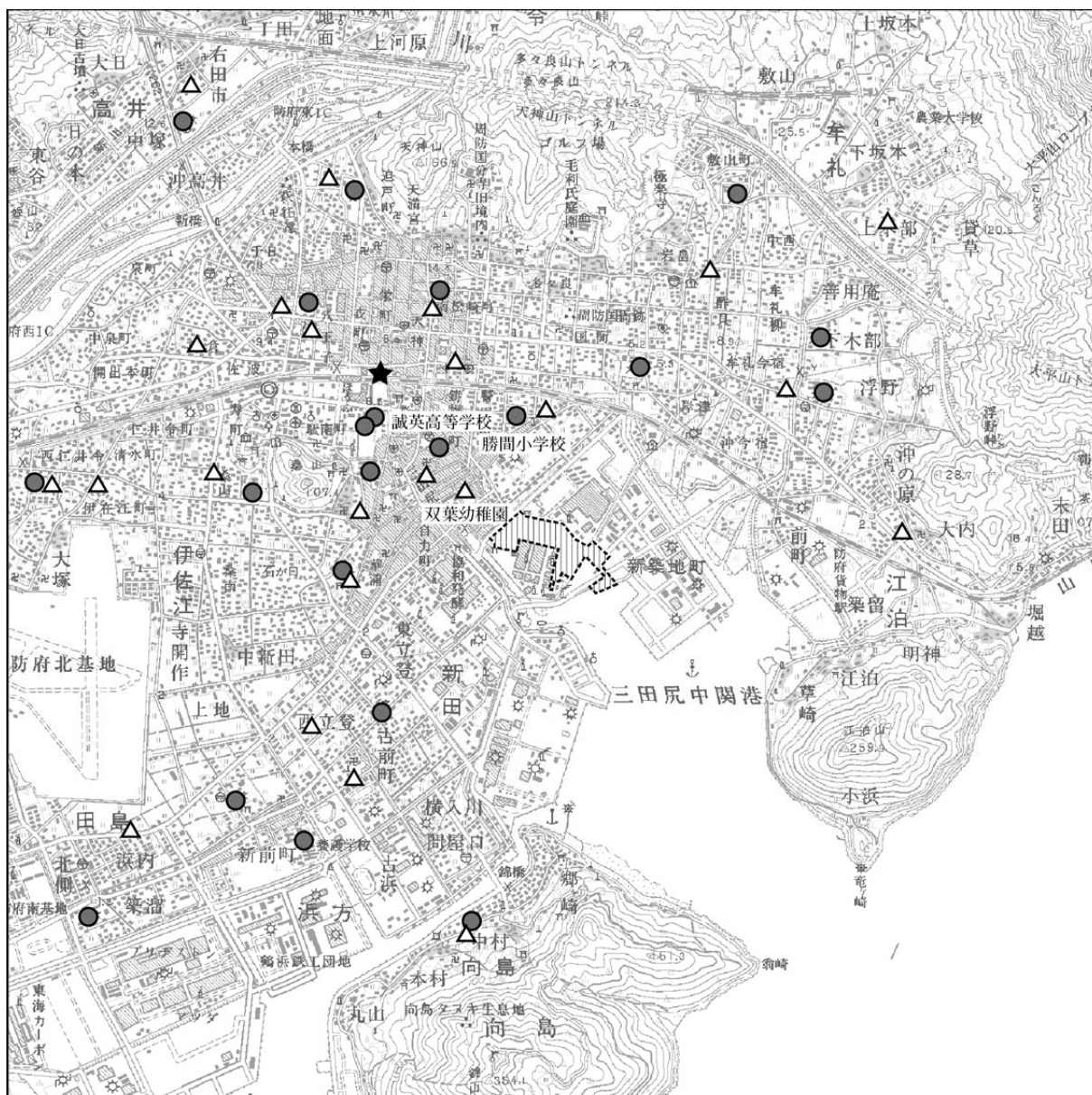


図 3.2-6 学校等の配置状況

- 凡 例
- 対象事業実施区域
 - △ 保育所、幼稚園
 - 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
 - ★ 図書館

「国土数値情報ダウンロードサービス」
(国土交通省 HP、平成 26 年 12 月現在) 等より作成



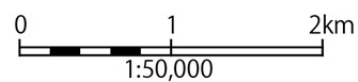
0 1 2km
1:50,000



図 3.2-7 病院等の配置状況

- 凡 例
- 対象事業実施区域
 - △ 病院
 - 診療所
 - 介護保険施設

「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省 HP、平成 26 年 12 月現在)
「市内の介護保険施設」(防府市 HP、平成 26 年 12 月現在) 等より作成



2. 住宅の配置の概況

(1) 住宅の配置状況

対象事業実施区域の周辺における住宅の分布は、図3.2-8のとおりであり、人口及び世帯数は、表3.2-16のとおりである。

なお、最寄りの民家までの距離は西側敷地境界から約50mである。

表3.2-16 対象事業実施区域周辺地区の人口及び世帯数

(平成26年10月末現在)

図中 番号	地区名	世帯数（世帯）	人 口（人）
1	牟礼地区	7,530	16,650
2	松崎地区	5,254	10,967
3	佐波地区	4,552	9,325
4	勝間地区	2,554	5,236
5	華浦地区	4,445	9,401
6	新田地区	4,083	9,016
7	向島地区	740	1,425
8	中関地区	6,087	12,809
9	華城地区	6,547	14,721
10	右田地区	5,892	13,840

注：図中番号は図3.2-8に対応する。

出典：「防府市の地区別人口統計表」（防府市HP、平成26年12月現在）

(2) 通学路の状況等

対象事業実施区域の周辺における学校区の配置状況は、図3.2-9のとおりである。

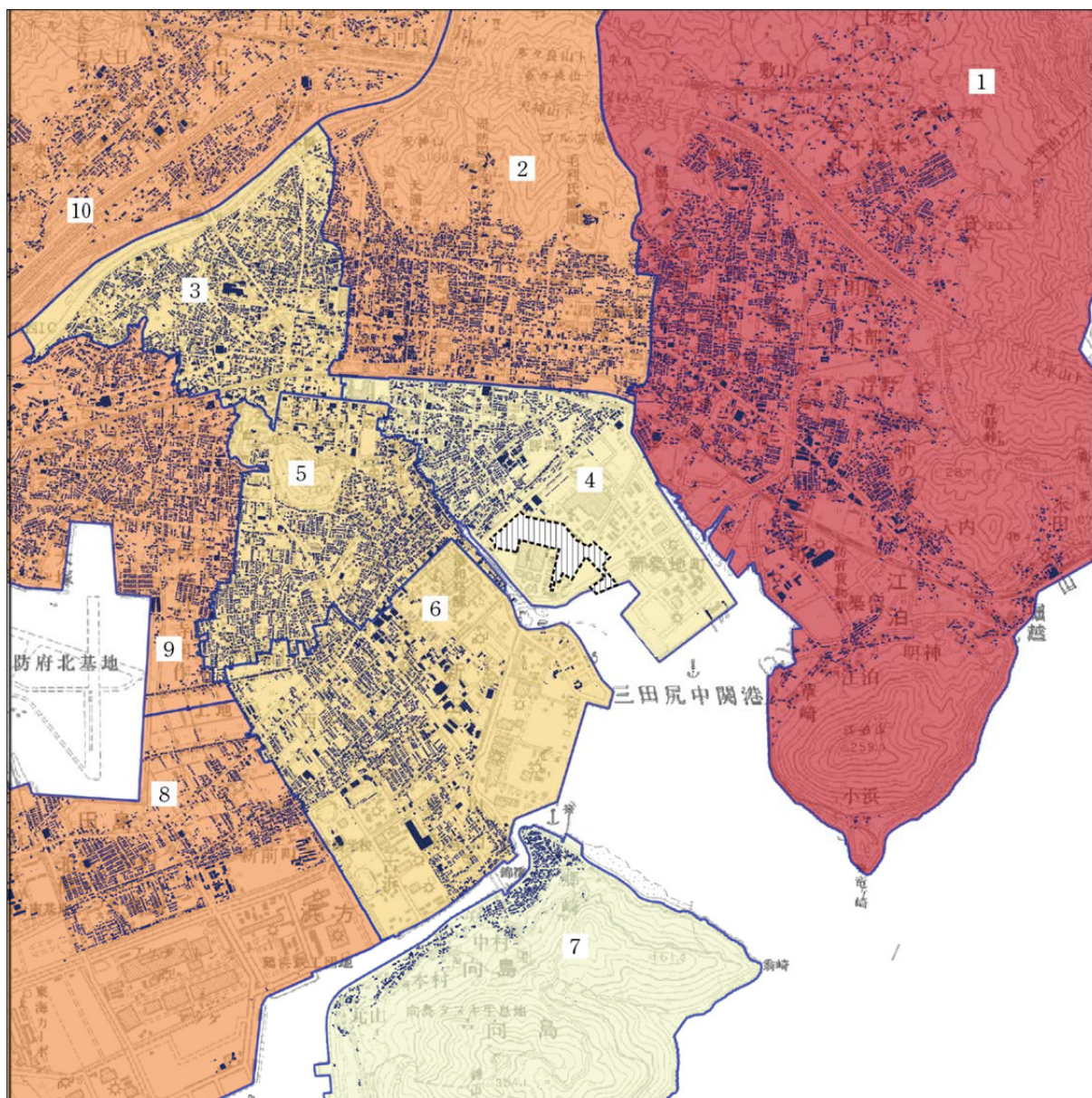


図 3.2-8 住宅の配置状況

- 凡 例
- 対象事業実施区域
- 住居
- 1000 世帯以下
- 1001～3000 世帯以下
- 3001～5000 世帯以下
- 5001～7000 世帯以下
- 7001～9000 世帯以下

「防府市の地区別人口統計表」(防府市 HP、平成 26 年 12 月末現在)
「国土地理院 基盤地図情報」(国土地理院 HP、平成 26 年 12 月現在)
「防府市の都市計画」(防府市 HP、平成 26 年 12 月現在) より作成



0 1 2km
1:50,000

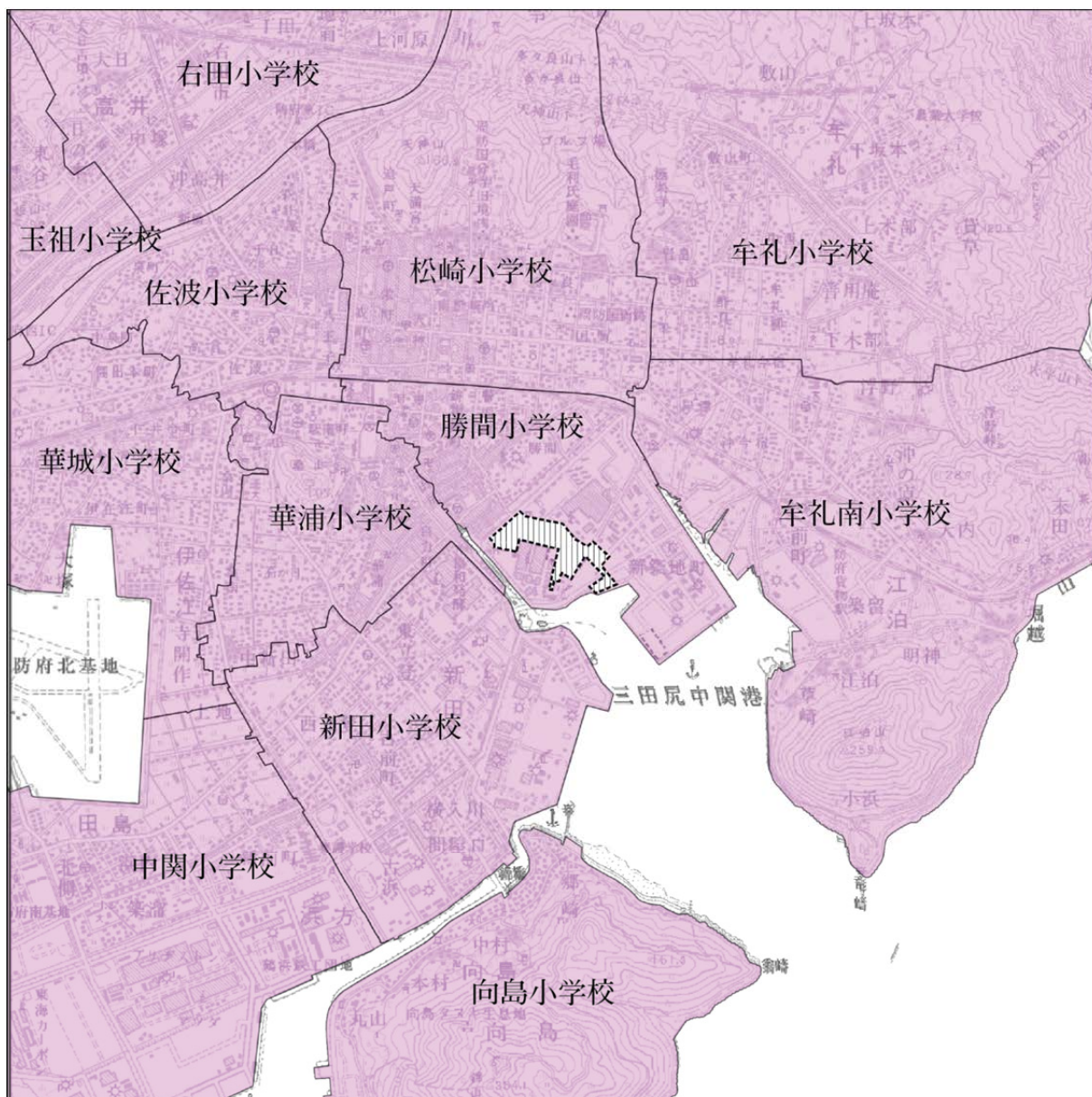


図 3.2-9 学校区の配置状況

凡 例
 [Hatched Box] 対象事業実施区域
 [Pink Box] 学校区

「防府市立小学校の通学区域」
 (防府市資料、平成 26 年 10 月) より作成



0 1 2km
 1:50,000

3.2.6 下水道の整備の状況

1. 下水道の整備の状況

(1) 下水道の整備状況及び処理人口

防府市の下水道の整備状況は、表3.2-17のとおりである。平成24年度の下水道の普及率は、62.0%となっている。

表3.2-17 下水道の整備状況（平成24年度）

（平成25年3月31日現在）

区 分	住民基本 台帳人口 (人)	下水道 処理人口 (人)	下水道 処理面積 (ha)	普及率 (%)
防 府 市	117,897	73,136	1,817	62.0

出典：「山口県統計年鑑 平成25年刊」（山口県統計協会、平成25年）

(2) 下水道整備計画等

山口県では、県と市町が協力し、平成10年度に「山口県汚水処理施設整備構想」を策定している。本構想は、全県域を対象として、事業別の整備区域、整備手法等を定めたものである。防府市では、「山口県汚水処理施設整備構想」に基づき、「山口県都市計画区域マスタープラン」の中で、汚水処理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図っている。

出典：「山口県都市計画区域マスタープラン」（山口県HP、平成26年12月現在）

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

防府市における平成24年度の一般廃棄物の処理状況は、表3.2-18のとおりである。

防府市の一般廃棄物の総排出量は48,839tで、このうち最終処分量は8,160t、リサイクル率は8.4%となっている。

表 3.2-18 一般廃棄物の処理状況（平成24年度）

区 分	総排出量 (t)	処 理 量					最終処分量 (t)	リサイクル 率 (%)
		直 接 焼却量 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接資源化 量 (t)	合 計 (t)		
防 府 市	48,839	43,546	305	2,683	1,347	47,881	8,160	8.4

出典：「平成24年度 一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP、平成26年12月現在）

2. 産業廃棄物

対象事業実施区域の位置する山口県における中間処理施設及び最終処分場は、表3.2-19のとおりである。

表3.2-19 中間処理施設及び最終処分場（平成25年度）

（平成26年3月31日現在）

区 分	中間処理 施 設	最終処分場		計
		安定型	管理型	
山 口 県	435	50	12	497

出典：「平成26年版 環境白書」（山口県、平成26年）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年、法律第91号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質及び微小粒子状物質については、表3.2-21及び表3.2-22に示すような基準値が定められている。

対象事業実施区域は、工業専用地域、工業地域及び準工業地帯に指定されており、工業専用地域に位置する区域については、環境基準は適用されない。

表3.2-20 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	長期的 評 価	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。 (昭和53年環大企第262号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
光化学 オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	短期的 評 価	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

表3.2-21 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（平成13年環境庁告示第30号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（平成13年環境庁告示第30号）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（平成13年環境庁告示第30号）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（平成13年環境庁告示第30号）
備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。	

表3.2-22 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期的 評 価	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であること。 (平成21年環水大総発090909001号)
		短期的 評 価	1日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μ g/m ³ 以下であること。(平成21年環水大総発第090909001号)
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。			

②騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年、法律第91号）に基づき表3.2-23のとおりに定められている。騒音に係る環境基準の類型指定の状況は図3.2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域は、一部がC類型に指定されている。

表3.2-23 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）】

〔平成10年環境庁告示第64号〕

地域の 類 型	基 準 値		地 域
	昼 間 (6～22時)	夜 間 (22～6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（県内では未指定）
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域及び工業地域

注：この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

【道路交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）】

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

【幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準】

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
（特例）幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する道路 20m

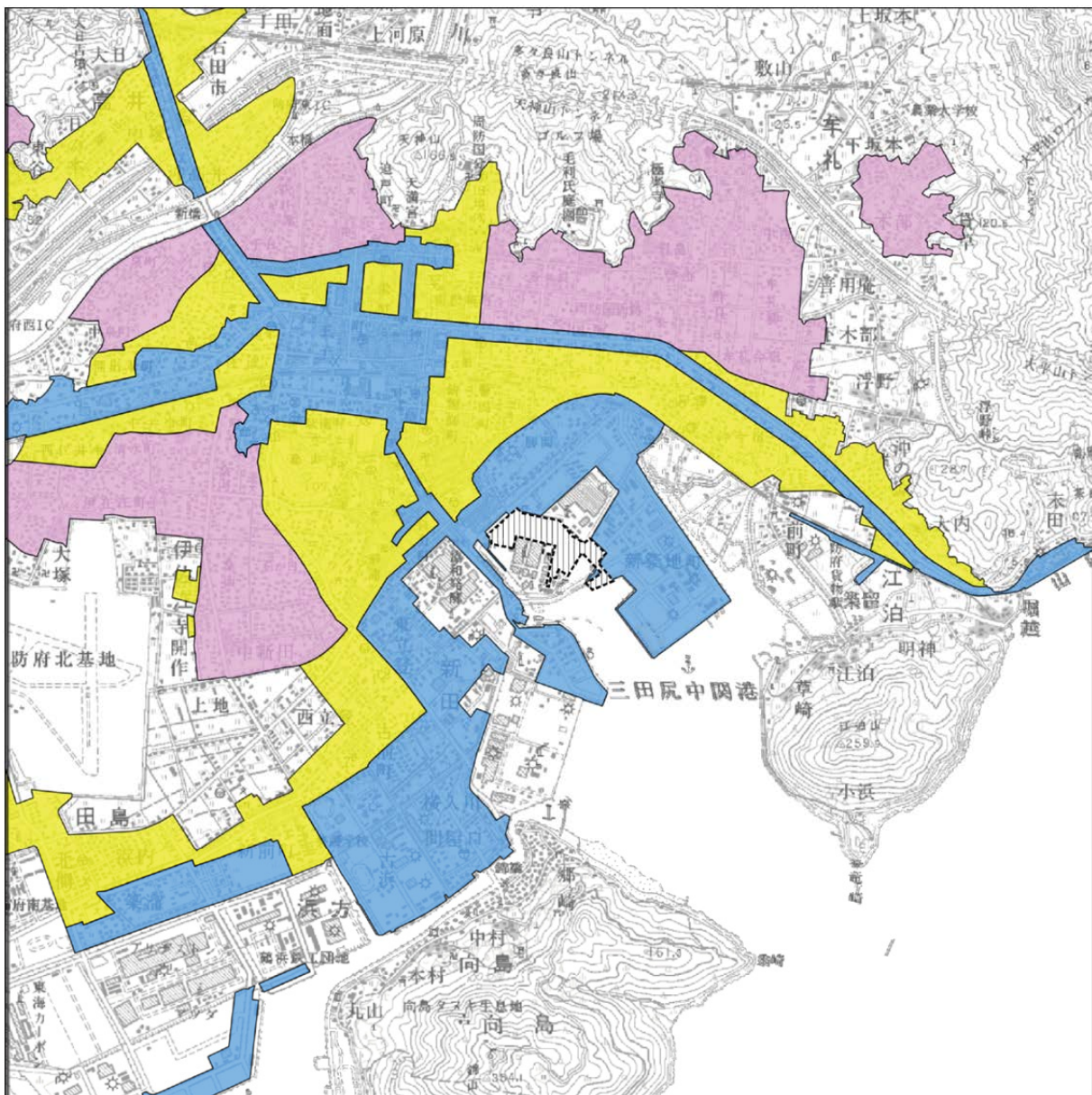


図 3.2-10 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

凡 例

対象事業実施区域

- A 類型
- B 類型
- C 類型

「防府市の環境 平成 26 年度版」
(防府市、平成 26 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

③水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年、法律第91号）に基づき以下のように定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表3.2-24のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-25のとおり水域ごとに利用目的に応じた類型が指定され、基準値が定められている。水域の類型指定状況は図3.2-11のとおりであり、対象事業実施区域の前面海域は、B及びC類型（水素イオン濃度等）、並びにⅢ類型（全窒素及び全磷）に指定されている。

表3.2-24 人の健康の保護に関する環境基準

〔昭和46年環境庁告示第59号〕

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

表3. 2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

〔昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水 浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

表3. 2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

〔昭和46年環境庁告示第59号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。 3. B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における化学的酸素要求量（COD）の測定方法は、アルカリ性法による。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

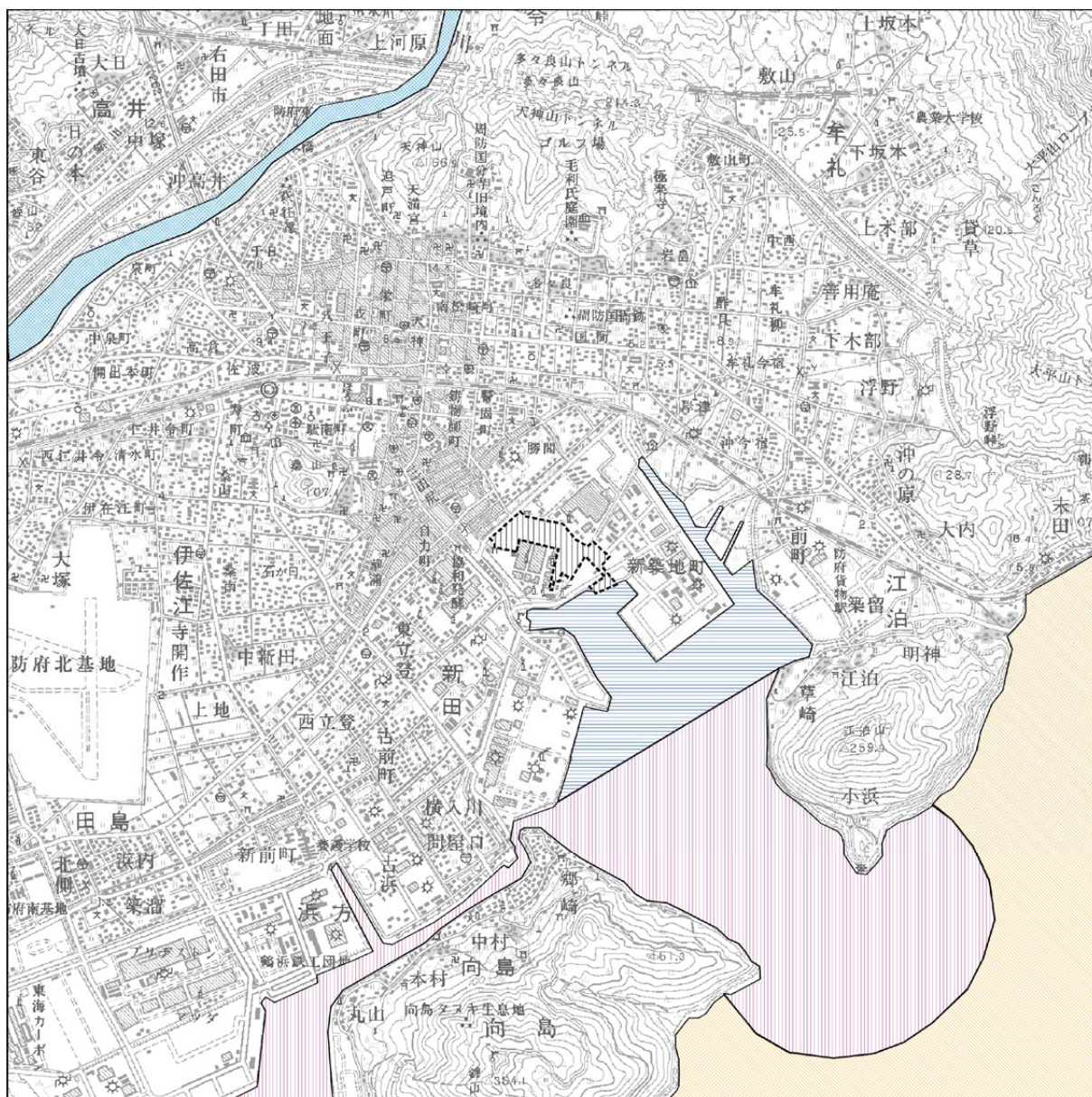


図 3.2 - 11 (1) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

凡 例

「防府市の環境 平成 26 年度版」(防府市、平成 26 年)より作成

対象事業実施区域

- A 類型 (海域)
- B 類型 (海域)
- C 類型 (海域)
- A 類型 (河川)



0 1 2km
1:50,000

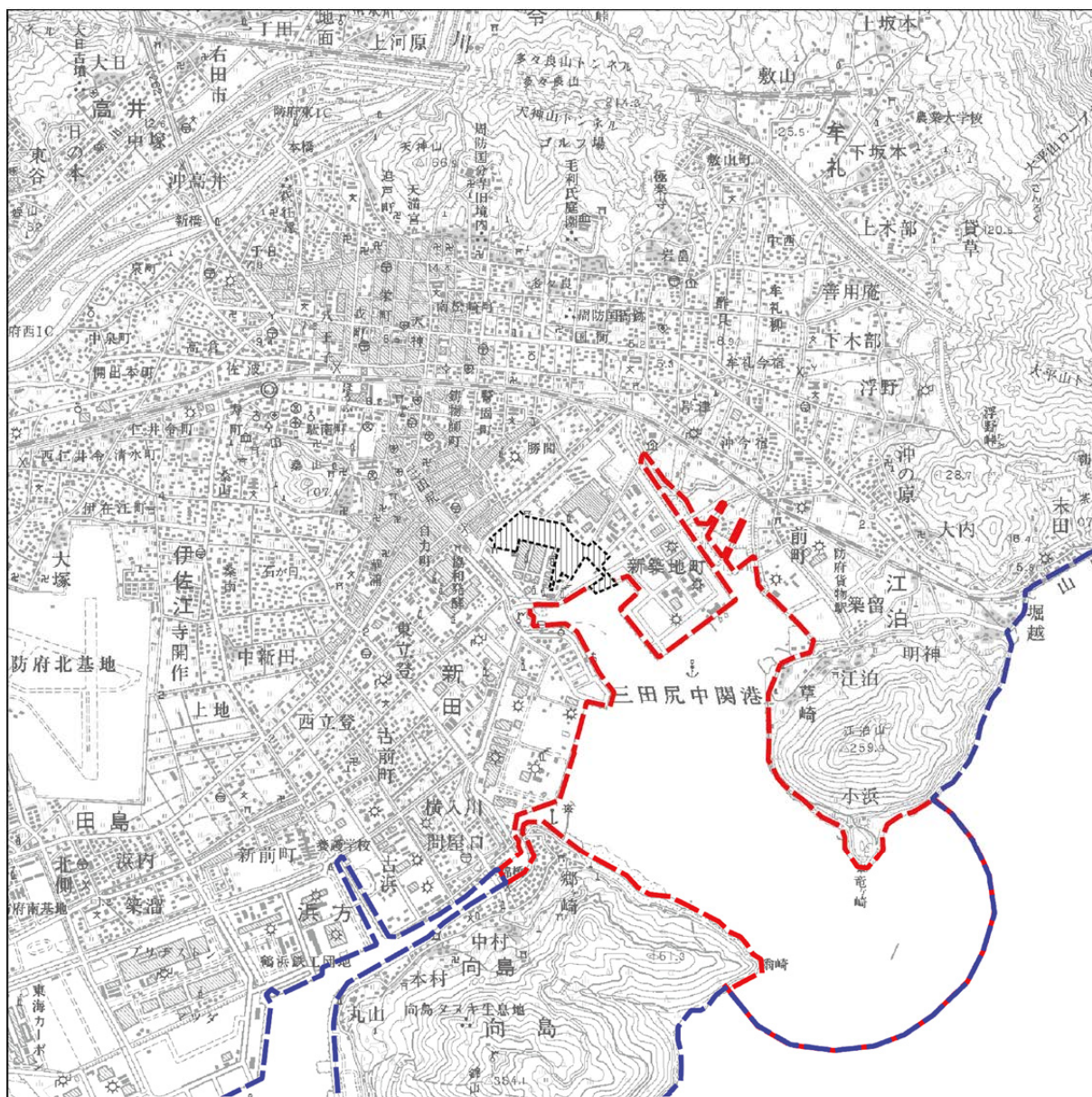


図 3.2 - 11 (2) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

凡 例

「防府市の環境 平成 26 年度版」(防府市、平成 26 年)より作成

対象事業実施区域

Ⅱ 類型
Ⅲ 類型



0 1 2km
1:50,000

④地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき表 3.2-26 のとおりに定められている。

表 3.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

[平成 9 年環境庁告示第 10 号]

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

⑤土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき表 3.2-27 のとおりに定められている。

表 3.2-27 土壌汚染に係る環境基準

〔平成 3 年環境庁告示第 46 号〕

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

注：汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

⑥ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）に基づき表3.2-28のとおりに定められている。

表3.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準
〔平成11年環境庁告示第68号〕

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) 規制規準等

①大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）により、規制地域を指定して工場・事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、施設の構造等に関する基準等が定められている。

また、「山口県公害防止条例」（昭和47年、条例第41号）では、「大気汚染防止法」の規制が適用されない施設等に適用範囲を拡大して排出基準等が定められている。

なお、本事業で設置するボイラは「大気汚染防止法」に基づく規制基準が適用される。

イ. 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される規制基準は、表3.2-29のとおりである。なお、対象事業実施区域の位置する防府市は、「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の総量規制の地域に指定されていないが、「山口県公害防止条例」により「大気汚染防止法」に準じた総量規制が定められている。

表 3.2-29 (1) 硫黄酸化物に係る排出基準

[昭和46年厚生省・通商産業省令第1号]

硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

【記号】

q : 硫黄酸化物の排出量 (m³N/h)

K : 地域ごとに定められる値 (表 3.2-29(2))

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

$$H_e = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \times V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

【記号】

H₀ : 排出口の高さ (m)

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度 (K)

表 3.2-29 (2) 硫黄酸化物に係る排出基準 (K 値)

〔昭和 43 年政令第 329 号
昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号〕

大気汚染防止法第五条の二 第 1 項の政令で定める地域 (大防法施行令別表第 3)	79 山口県の区域のうち防府市の区域
K 値 (大防法施行規則別表第 1)	4 令別表第 3 第 79 号に掲げる区域 4.5

ロ. ばいじん

ばいじんについては、「大気汚染防止法」により、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される規制基準は、表 3.2-30 のとおりである。

表 3.2-30 ばいじんに係る規制基準

〔昭和 43 年政令第 329 号
昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号〕

ばい煙発生施設 (施行令別表第 1)	規 模 (施行令別表第 1)	排 出 基 準 (施行規則別表第 2)
1 ボイラ	環境省で定めるところにより算定した伝熱面積が 10m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。	〔排出ガス量が 20万m^3 以上〕 $0.10\text{g/m}^3\text{N}$

ハ. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」により、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される規制基準は、表 3.2-31 のとおりである。なお、対象事業実施区域の位置する防府市は、大気汚染防止法第五条の二第 1 項に基づく政令で定める地域に指定されていないことから、窒素酸化物の総量規制基準は適用されない。

表 3.2-31 窒素酸化物に係る規制基準

〔昭和 43 年政令第 329 号
昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号〕

ばい煙発生施設 (施行令別表第 1)	規 模 (施行令別表第 1)	排 出 基 準 (施行規則別表第 3 の 2)
1 ボイラ	環境省で定めるところにより算定した伝熱面積が 10m^2 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上であること。	〔排出ガス量が 4万m^3 以上 70万m^3 未満〕 $250\text{cm}^3/\text{m}^3\text{N}$ ($=250\text{ppm}$)

②騒 音

イ. 特定工場等の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）及び「山口県公害防止条例（昭和47年、条例第41号）」に基づく、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は表3.2-32、規制区域の区分は図3.2-12のとおりである。対象事業実施区域は、工業専用地域及び一部が第3種区域、第4種区域に指定されている。

表3.2-32 特定工場等において発生する騒音の規制基準

〔山口県公害防止条例施行規則第10条（昭和48年、規則第46号）
平成23年防府市告示第41号及び第42号〕

区域の区分		時間の区分			
		朝	昼 間	夕	夜 間
		6～8時	8～18時	18～21時	21～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	55デシベル 以下
第4種区域	工業地域	70デシベル 以下	70デシベル 以下	70デシベル 以下	65デシベル 以下

〔山口県公害防止条例施行規則第10条（昭和48年、規則第46号）〕

区域の区分		時間の区分			
		朝	昼 間	夕	夜 間
		6～8時	8～18時	18～21時	21～6時
工業専用地域		75デシベル 以下	75デシベル 以下	75デシベル 以下	70デシベル 以下
その他の地域		65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	55デシベル 以下

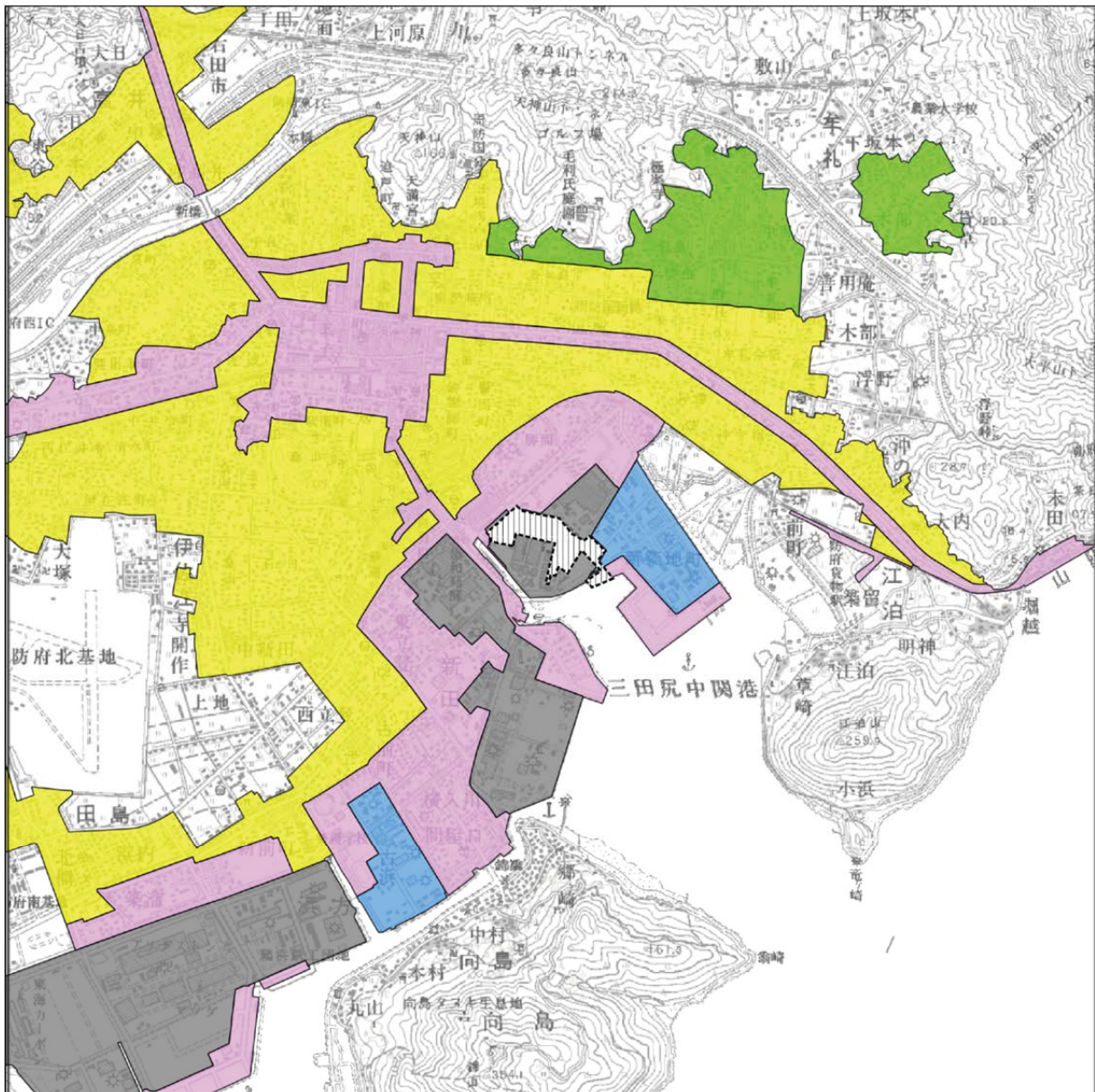


図 3.2 - 12 騒音の規制地域

凡 例

対象事業実施区域

第 1 種区域

第 2 種区域

第 3 種区域

第 4 種区域

工業専用地域

「防府市の環境 平成 26 年度版」(防府市、平成 26 年)

「山口県公害防止条例施行規則第 10 条 (昭和 48 年、規則第 46 号)」

より作成



0 1 2km
1:50,000

ロ. 特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は、表3.2-33のとおりである。対象事業実施区域は、一部が第1号区域及び第2号区域に指定されている。

表3.2-33 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

〔山口県公害防止条例施行規則第30条（昭和48年、規則第46号）
平成23年防府市告示第43号〕

基準種別 区域の区分	敷地境界における騒音基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85デシベル以下	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

- 注：1. 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域、並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内
2. 第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

ハ. 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）に基づく自動車騒音の要請限度に関する指定状況は表3.2-34、指定区域の区分は図3.2-13のとおりである。対象事業実施区域は、一部がc区域に指定されている。

表3.2-34 指定地域内における自動車騒音の要請限度

〔平成12年総理府令第15号
平成23年防府市告示第44号〕

区 域	指 定 区 域	1車線		2車線以上	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
		6～22時	22～6時	6～22時	22～6時
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	65デシベル (75デシベル)	55デシベル (70デシベル)	70デシベル (75デシベル)	65デシベル (70デシベル)
	第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域			75デシベル	70デシベル
c	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	75デシベル	70デシベル		

注：（ ）内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度。

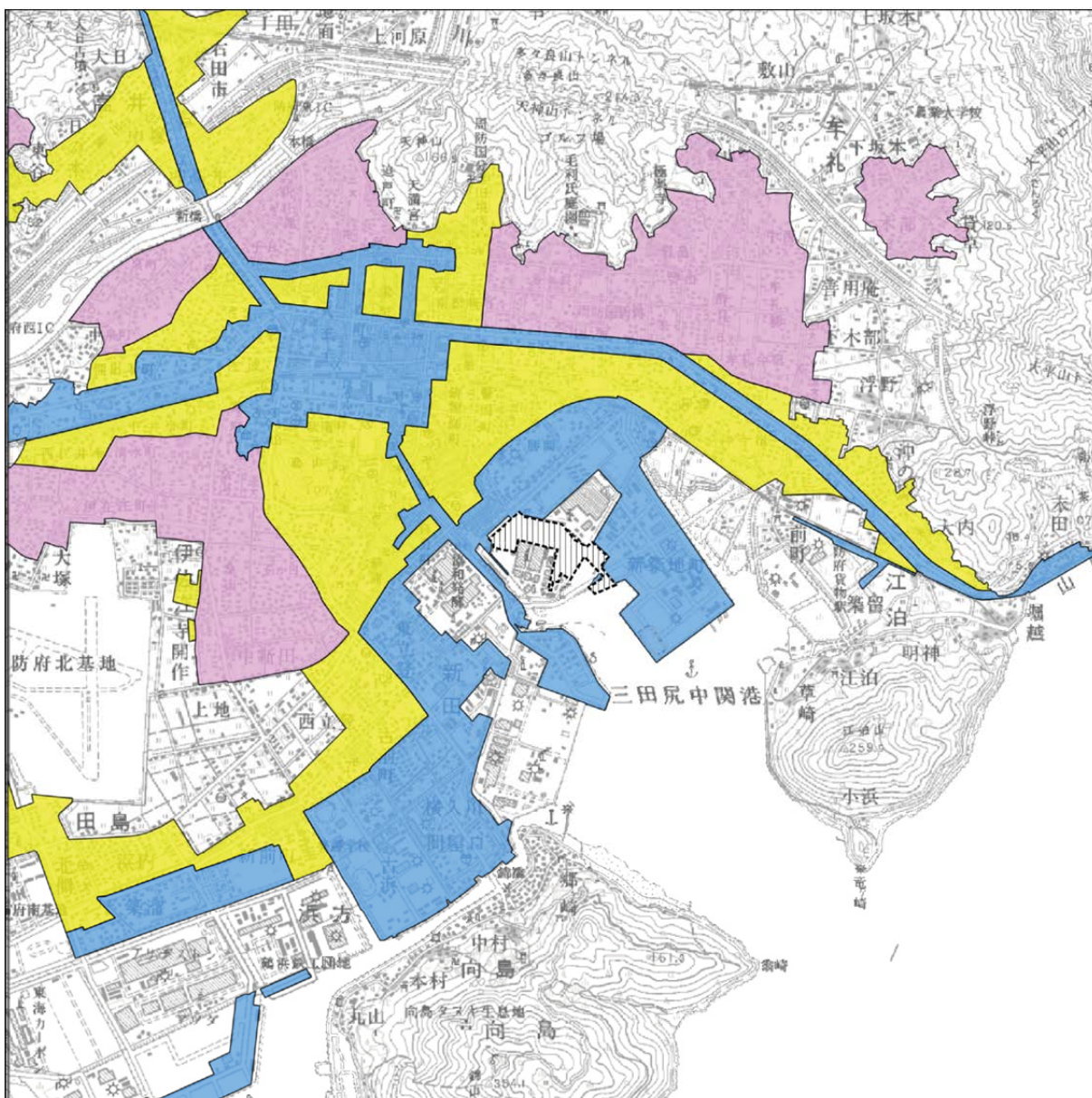


図 3.2 - 13 自動車騒音の要請限度の区域

凡 例

対象事業実施区域

a 区域

b 区域

c 区域

「防府市の環境 平成 26 年度版」
(防府市、平成 26 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

③振動

イ. 特定工場等の規制基準

「振動規制法」（昭和51年、法律第64号）に基づく、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表3.2-35、規制区域の区分は図3.2-14のとおりである。対象事業実施区域は、一部が第2種区域（一）及び第2種区域（二）に指定されている。

表3.2-35 特定工場等において発生する振動の規制基準

[平成23年防府市告示第45号及び第46号]

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			8～19時	19～8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域		60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域（一）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域（二）	工業地域		70デシベル以下	65デシベル以下

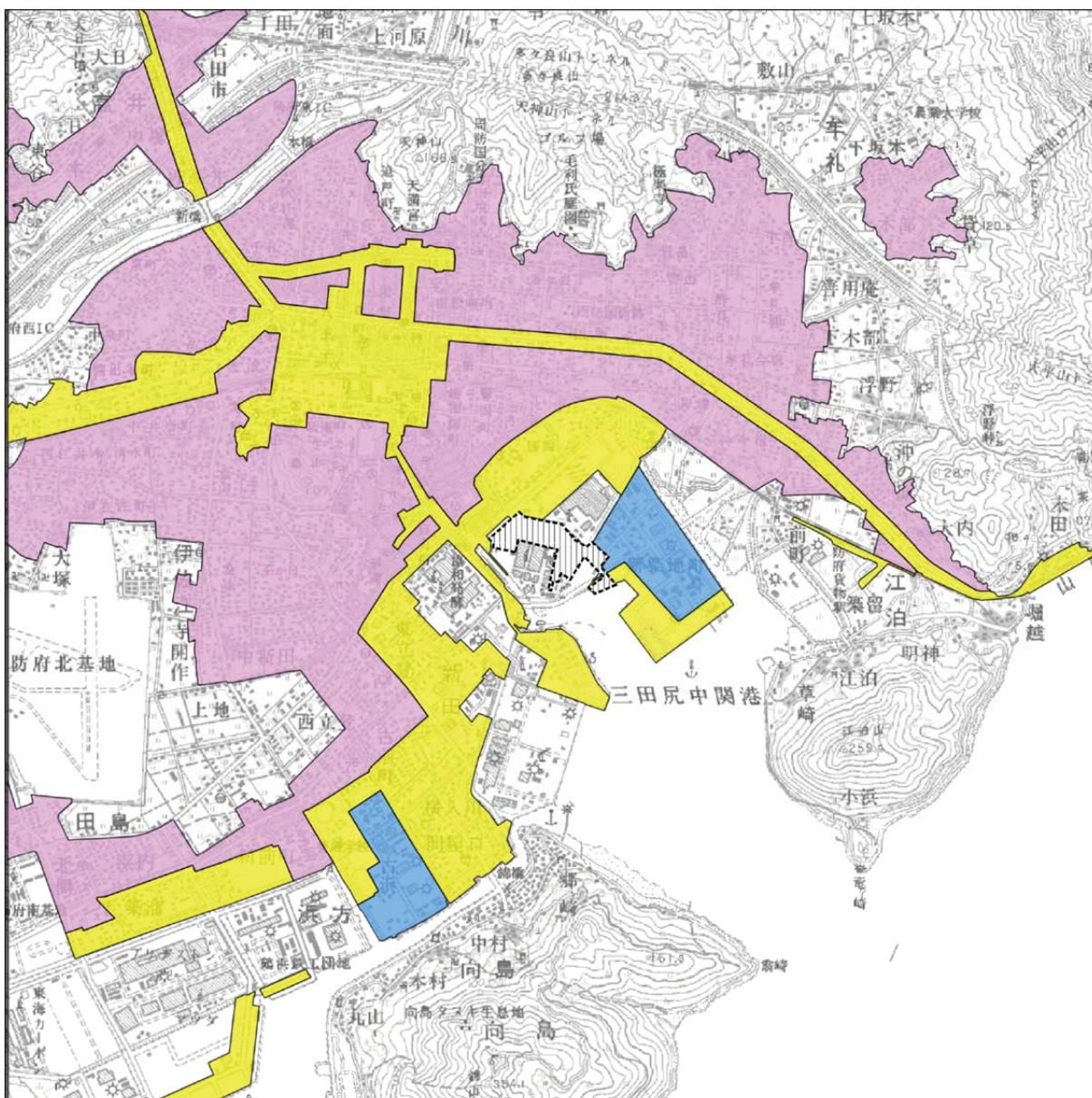


図 3.2-14 振動の規制地域

凡 例

-  対象事業実施区域
-  第1種区域
-  第2種区域 (一)
-  第2種区域 (二)

「防府市の環境 平成 26 年度版」
(防府市、平成 26 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

ロ. 特定建設作業の規制基準

「振動規制法」(昭和51年、法律第64号)に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、表3.2-36のとおりである。対象事業実施区域は、一部が第1号区域及び第2号区域に指定されている。

表3.2-36 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

〔昭和51年総理府令第58号
平成23年防府市告示第47号〕

種別 区域の区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注：1. 第1号区域：第1種区域、第2種区域（一）、並びに第2種区域（二）のうち学校、保育所、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内
2. 第2号区域：第2種区域（二）のうち、第1号区域を除く区域

ハ. 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」(昭和51年、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度に関する指定状況は表3.2-37、指定区域の区分は図3.2-15のとおりである。対象事業実施区域は、一部が第2種区域に指定されている。

表3.2-37 指定地域内における道路交通振動の要請限度

〔昭和51年総理府令第58号
平成23年防府市告示第48号〕

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第2種低層住居専用地域		
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	65デシベル	60デシベル
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域		
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域		

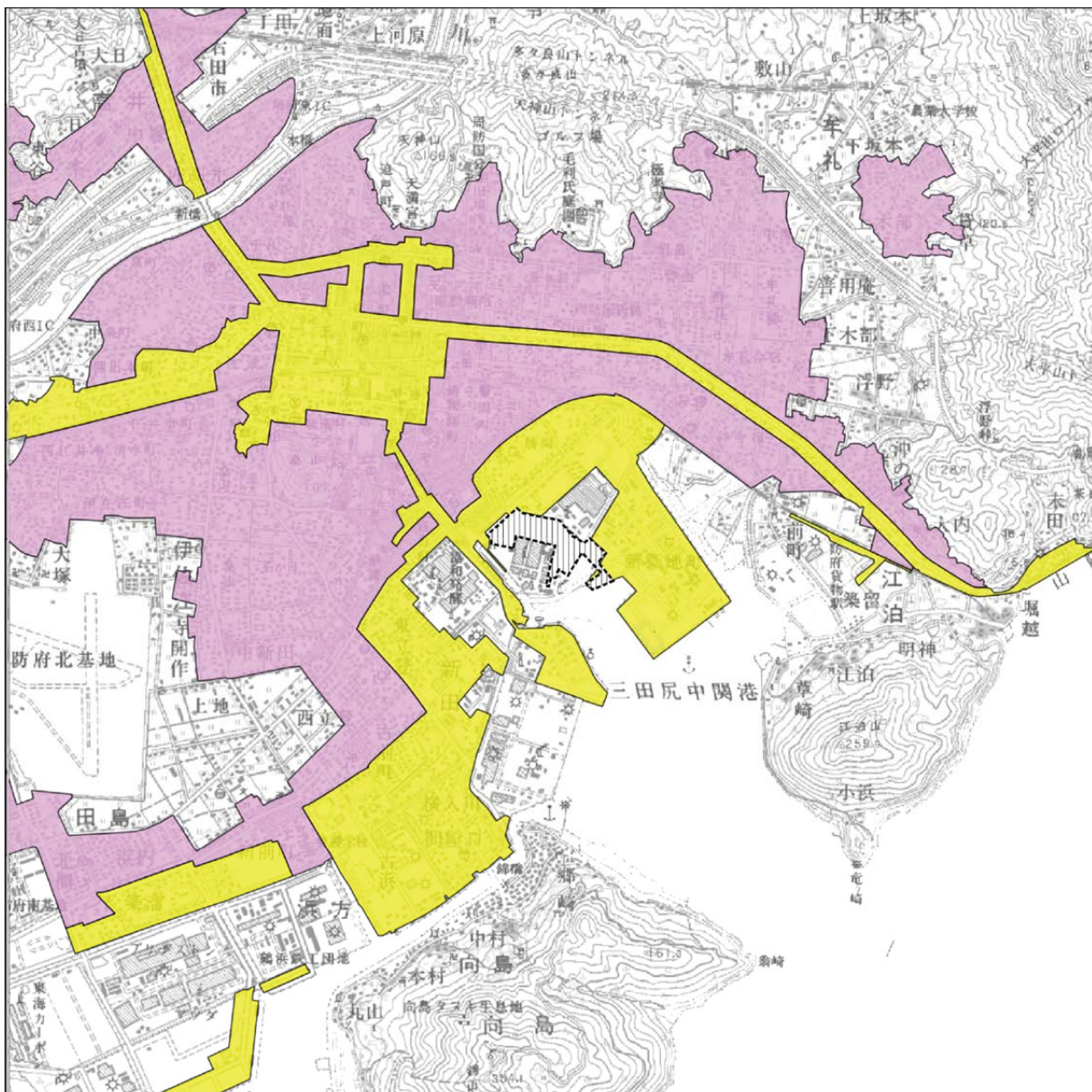


図 3.2 - 15 自動車振動の要請限度の区域

凡 例

-  対象事業実施区域
-  第 1 種区域
-  第 2 種区域

「防府市の環境 平成 26 年度版」
(防府市、平成 26 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

④ 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和46年、法律第91号)に基づき、規制地域内の工場及び事業場から排出される悪臭について規制基準が定められている。

特定悪臭物質の敷地境界及び気体排出口における規制基準は表3.2-38に、排出水中の規制基準は表3.2-39に、山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値を表3.2-40に、規制地域は図3.2-16に示すとおりである。対象事業実施区域は、B地域に指定されている。

表 3.2-38 特定悪臭物質の敷地境界における規制基準

(1号基準、2号基準)

[平成23年防府市告示第50号及び第51号]

特定悪臭物質	敷地境界線の許容限度		気体排出口 の許容限度 〔規制有：○〕 〔規制無：×〕
	A 地域	B 地域	
アンモニア	1 ppm	2 ppm	○
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm	×
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm	○
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm	×
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm	×
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm	○
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	×
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm	○
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm	○
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm	○
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm	○
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm	○
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm	○
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm	○
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm	○
トルエン	10 ppm	30 ppm	○
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm	×
キシレン	1 ppm	2 ppm	○
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm	×
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm	×
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm	×
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm	×

- 注：1. A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域
2. B地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域
3. 気体排出口における許容限度は、特定悪臭物質ごとに次式により算出する。なお、Heが5m未満については適用しない。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 特定悪臭物質の規制基準の流量 (m³N/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界における規制基準 (ppm)

表 3.2-39 特定悪臭物質を含む排出水の規制基準

(3号基準)

〔平成23年防府市告示第50号及び第51号〕

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度の濃度(mg/L)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /s を超え 0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

注：1. A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域

2. B地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

表 3.2-40 山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく指導基準

区 分			指導基準値（臭気指数）		
			悪臭防止法による規制地域		規制地域以外 の地域
			A地域	B地域	
敷 地 境 界 線			10	14	14
排 出 口	高さ 5m以上	排出ガス量 300m ³ N/分以上	25	29	29
	15m未満	排出ガス量 300m ³ N/分未満	28	32	32
	高さ 15m以上 30m未満		28	32	32
	高さ 30m以上 50m未満		30	34	34
	高さ 50m以上		33	37	37

注：1. A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域

2. B地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

3. 臭気指数=10×log（臭気濃度）

a) 臭気濃度とは、試料ガスを臭いが感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率のこと。

b) 臭気指数とは、人間の嗅覚の感覚量に対応させるため、希釈倍率を対数で表した尺度のこと。

出典：「防府市の環境 平成26年度版」（防府市、平成26年）

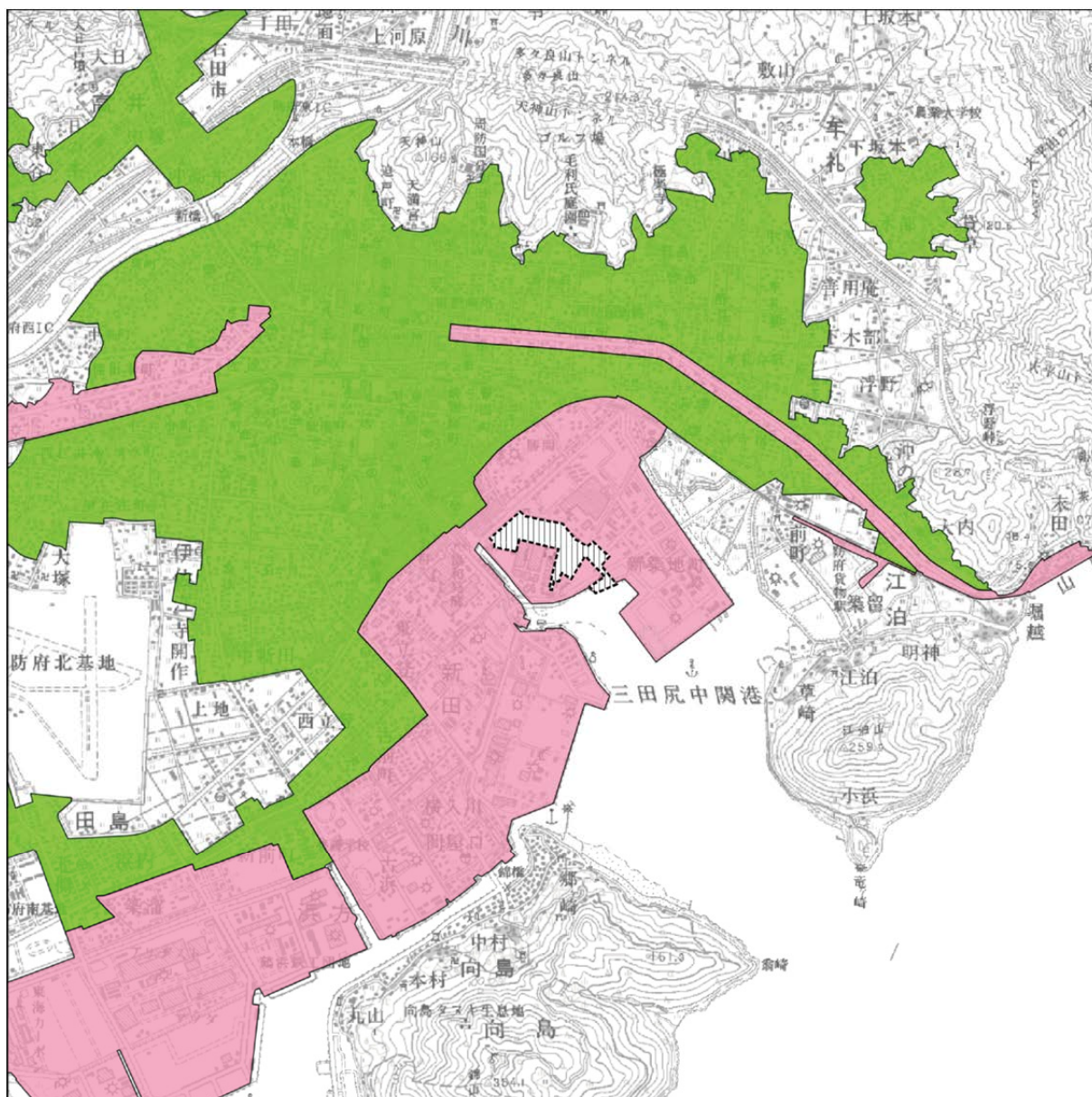


図 3.2-16 悪臭の規制地域

- 凡 例
-  対象事業実施区域
 -  A 地域
 -  B 地域

「防府市の環境 平成 26 年度版」
(防府市、平成 26 年) より作成



0 1 2km
1:50,000

⑤水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年、法律第 138 号）に定める特定施設、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年、法律第 110 号）に定めるみなし指定地域特定施設に対して、排水基準及び総量規制基準が定められている。また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年、山口県条例第 5 号）により上乗せ排水基準が定められている。

「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準における有害物質に係る排水基準は表 3.2-41 に、生活環境項目に関する排水基準は表 3.2-42 に示すとおりである。

表 3.2-41 有害物質に係る一律排水基準

〔昭和 46 年総理府令第 35 号〕
〔平成 26 年環境省令第 30 号〕

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/L、海域：230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/L、海域：15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

表 3.2-42 生活環境項目に関する排水基準

〔昭和 46 年総理府令第 35 号〕

有害物質の種類	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外：5.8 以上 8.6 以下 海域：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物 油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考）	
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。	
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。	
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。	
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

⑥土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年、法律第 53 号）により、都道府県知事が、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、土壌汚染のおそれのある土地の形質の変更を行う土地又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、一定の機会をとらえて特定有害物質による土壌汚染の状況の調査を土地所有者等に調査をさせて報告を命ずることができ、調査の結果により汚染されている区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定して公示することが定められている。

また、一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、県知事への届出が必要となる。

対象事業実施区域は、「土壌汚染対策法」による要措置区域、形質変更時要届出区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 54 年、法律第 139 号）による農用地土壌汚染対策地域には指定されていない。

⑦地盤沈下

対象事業実施区域は、「工業用水法」（昭和 31 年、法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取に関する法律」（昭和 37 年、法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

なお、事業の実施に必要な用水は佐波川工業用水道及び防府市上水道から供給を受けることとしており、地下水の採取は行わない。

(3) その他環境保全計画等

①山口県の環境政策

山口県では、「現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造」をめざし、環境の保全に関する基本理念等を定めた「山口県環境基本条例」を平成 7 年 12 月に制定している。

この条例では、基本理念として、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の 3 つを定めるとともに、環境保全施策として、「環境基本計画の策定」、「環境影響評価の推進」、「良好な景観の形成」、「環境保全に関する教育、学習等の促進」、「民間団体等の自発的活動の促進」等を定めている。

出典：「平成 26 年版 環境白書」（山口県、平成 26 年）

②山口県環境基本計画の概要

山口県では、山口県環境基本条例に基づき、平成 10 年 3 月に、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として「山口県環境基本計画」を策定し、環境関連施策を推進している。

本計画は、国の第 4 次環境基本計画の策定や全国的な省エネ・節電の取組等への対応など、環境を巡る社会情勢の変化に的確に対応するとともに、再生可能エネルギー・次世代自動車の導入促進や環境関連産業の育成・振興など、環境先進県としての取組をさらに発展させるため、平成 25 年 10 月に第 3 次計画を策定している。

第 3 次計画では、6 つの施策の柱と 8 つの重点プロジェクト、41 の目標を掲げ、本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、安心・安全で持続可能な社会の構築に向けた県づくりを一層進めていくこととしている。

〔重点プロジェクト〕

1. 再生可能エネルギーの導入促進
2. 「低炭素社会」構築の推進
3. 循環型社会形成の推進
4. 「自然共生社会」実現に向けた連携・協働の促進
5. 未来へつなぐ生活環境の保全の推進
6. 水素利活用の促進
7. EV 等次世代自動車の利活用促進
8. 環境「人財」づくりの推進

出典：「平成 26 年版 環境白書」（山口県、平成 26 年）

③山口県地球温暖化対策実行計画の概要

山口県では、2006年（平成18年）3月に策定した「山口県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、区域の実情に応じた各種施策を展開した結果、目標を達成するなど一定の成果を得ている。

しかしながら、国において2013年（平成25年）11月に新たな温室効果ガス排出削減目標が定められたことや、地球温暖化の現状や社会情勢の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制のための施策を総合的、計画的に推進し、県民、事業者、行政等が主体的に温室効果ガス排出削減により一層取り組むため、「山口県地球温暖化対策実行計画」として改定されている。

また、削減施策のうち、特に重点的に取り組むものを「重点プロジェクト」として次に示す。

〔重点プロジェクト〕

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・CO₂削減県民運動や設備導入等の省エネ促進
- ・スマートコミュニティの構築促進
- ・EV等次世代自動車利活用の促進
- ・健全で豊かな森林整備の促進
- ・水素エネルギー導入及び利活用の促進

出典：「山口県地球温暖化対策実行計画」（山口県、平成26年8月）

④防府市環境基本計画の概要

防府市では、平成18年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、「防府市環境基本計画」を策定している。現在の計画期間は、平成24年(2012年)度から平成33年(2020年)度までの10年間とし、基本目標「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を実現するため3つの方針を掲げ、以下の基本施策を定めている。

〔基本施策〕

I 環境への負荷が少ないまちづくり

安全で健やかな生活環境を守ります

ごみの適正処分と3Rを進めます

省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます

II 良好な環境を創造するまちづくり

人がふれあい、大切に自然環境をつくります

環境をいかす産業を育てます

みんなに優しい交通環境をつくります

III みんなで考えみんなが築くまちづくり

環境教育・環境学習を広げます

自主的な取組と協働の輪を広げます

出典：「防府市環境基本計画」（防府市、平成 24 年 3 月）

⑤瀬戸内海の環境保全計画

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（昭和 53 年 5 月策定）に基づき、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めている。

また、この計画を定め、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、更には広く県民に対し、瀬戸内海の環境の保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図っている。

〔計画の目標〕

- 1 水質保全等に関する目標
- 2 自然景観の保全に関する目標

〔目標達成のために講じる施策〕

- 1 水質汚濁の防止
- 2 自然景観の保全
- 3 浅海域の保全等
- 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
- 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- 6 廃棄物処理施設及び最終処分場の整備
- 7 健全な水循環機能の維持・回復
- 8 失われた良好な環境の回復
- 9 島しょ部の環境の保全
- 10 下水道等の整備の促進
- 11 海底及び河床の汚泥の除去等
- 12 水質等の監視測定
- 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
- 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15 環境教育・環境学習の推進
- 16 情報提供、広報の充実

17 広域的な連携の強化等

18 海外の閉鎖性海域との連携

出典：「瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画」（山口県、平成 20 年 5 月）

2. 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周辺である防府市を主な範囲とした自然関係法令等による地域その他の対象の指定の状況については、表3.2-43及び図3.2-17のとおりである。

(1) 自然保護関係

対象事業実施区域周辺は、自然公園、自然環境保全地域には指定されていない。緑地関係では、「都市緑地法」（昭和48年、法律第72号）により開出西団地が緑地協定区域に、「山口県自然環境保全条例」（昭和49年、条例第4号）により阿弥陀寺・苔谷が緑地環境保全地域に指定されている。動植物保護関係では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年、法律第88号）に基づく鳥獣保護区、休猟区の指定がある。

(2) 文化財保護関係

対象事業実施区域周辺は、「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）、「山口県文化財保護条例」（昭和40年、条例第10号）、「防府市文化財保護条例」（昭和42年、条例第15号）に基づく史跡・名勝、天然記念物の指定がある。

(3) 景観保全関係

対象事業実施区域のある防府市は、「防府市景観条例」（平成24年、条例第39号）により景観指定地域、大規模行為届出対象地域として市全域が指定されており、建築物の新築等をしようとする場合の届出手続きを要する。

(4) 国土防災関係

対象事業実施区域周辺は、国土防災に係る地域地区指定があり、「森林法」（昭和26年、法律第249号）に基づく保安林、「海岸法」（昭和31年、法律第101号）に基づく海岸保全区域、「砂防法」（明治30年、法律第29号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年、法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定がある。

表 3.2-43 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象				指定等の有無		関係法令等	
				防府市	対象事業 実施区域		
自然 保 護	自然公園	国立公園（特別地域）		×	×	自然公園法	
		国立公園（普通地域）		×	×		
		国定公園		×	×		
		県立自然公園		×	×	山口県立自然公園条例	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域		×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域		×	×		
		県自然環境保全地域		×	×		山口県自然環境保全条例
		自然海浜保全地区		×	×	山口県自然海浜保全条例	
	自然再生事業の対象区域			×	×	自然再生推進法	
	自然遺産			×	×	世界遺産条約※ ¹	
	緑地	特別緑地保全地区		×	×	都市緑地法	
		緑地保全地域		×	×		
		緑化地域		×	×		
		緑地協定		○	×		
		生産緑地地区		×	×	生産緑地法	
	動植物保護	緑地環境保全地域		○	×	山口県自然環境保全条例	
		生息地等保護区		×	×	種の保存法※ ²	
		鳥獣保護区（特別保護地区）		○	×	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	
		鳥獣保護区		○	×		
		休猟区		○	×		
		狩猟鳥獣捕獲禁止区域		×	×		
		特定猟具使用禁止区域（銃）		○	×		
		指定猟法禁止区域（鉛製散弾）		×	×		
		登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	ラムサール条約※ ³	
		野生生物保護区		×	×	種の保護条約※ ⁴	
		保護水面		×	×	水産資源保護法	
		文化遺産			×	×	世界遺産条約※ ¹
文化財保護		史跡・名勝 天然記念物	国指定	史跡・名勝	○	×	文化財保護法
				天然記念物	○	×	
			県指定	史跡・名勝	○	×	山口県文化財保護条例
	天然記念物			○	×		
	市町指定		史跡・名勝	○	×	防府市文化財保護条例	
			天然記念物	○	×		
景観 保 全	景観	重要文化的景観		×	×	文化財保護法	
		景観重要建造物・景観重要樹木		×	×	景観法	
		景観地区・準景観地区		×	×		
		風致地区		×	×	都市計画法	
		景観指定地域		○	○	防府市景観条例	
		大規模行為届出対象地域		○	○		
国土防 災	保安林		○	×	森林法		
	海岸保全区域		○	○	海岸法		
	樹林帯区域		×	×	河川法		
	砂防指定地		○	×	砂防法		
	急傾斜地崩壊危険区域		○	×	がけ崩れ防止法※ ⁵		
	地すべり防止区域		○	×	地すべり等防止法		

- ※：1. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例」
2. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
3. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
4. 「山口県希少野生動植物種保護条例」
5. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

出典：「ふるさと山口の自然公園案内図」（山口県、平成 22 年）

「山口県鳥獣保護区等概要図」（山口県、平成 26 年）

「山口県の文化財」（山口県 HP、平成 26 年 12 月現在）

「防府市文化財課資料」（防府市、平成 26 年 10 月現在）

「山口県防府土木建築事務所管内図」

（山口県防府土木建築事務所、平成 24 年）等及び聞き取りにより作成



図 3.2 - 17 (3) 自然関係法令等による地域指定等の状況 (史跡・名勝、天然記念物)

凡 例

対象事業実施区域

● 史跡・名勝、天然記念物

「山口県文化財地図 2000」(山口県文化財愛護協会、平成 12 年)

「防府市文化財課資料」(防府市、平成 26 年 10 月現在) より作成

図中 番号	名 称	指定の種類	図中 番号	名 称	指定の種類
1	向島タスキ生息地	国指定 天然記念物	10	野村望東尼終焉の宅及び宅跡並びに墓	県指定 史跡
2	周防国衙跡	国指定 史跡	11	防府天満宮大専坊跡	県指定 史跡
3	大日古墳	国指定 史跡	12	天徳寺のイチョウ	市指定 天然記念物
4	周防国分寺旧境内	国指定 史跡	13	阿弥陀寺のヤマモモ	市指定 天然記念物
5	萩往還	国指定 史跡	14	車塚古墳	市指定 史跡
6	毛利氏庭園	国指定 名勝	15	江泊瓦窯跡	市指定 史跡
7	老松神社のクスノキ	県指定 天然記念物	16	鋳物師大師塚	市指定 史跡
8	若月家の臥竜松	県指定 天然記念物	17	三田尻浜大会所跡	市指定 史跡
9	防府市向島の寒桜	県指定 天然記念物	18	岩畠古墳	市指定 史跡

0 1 2km
1:50,000

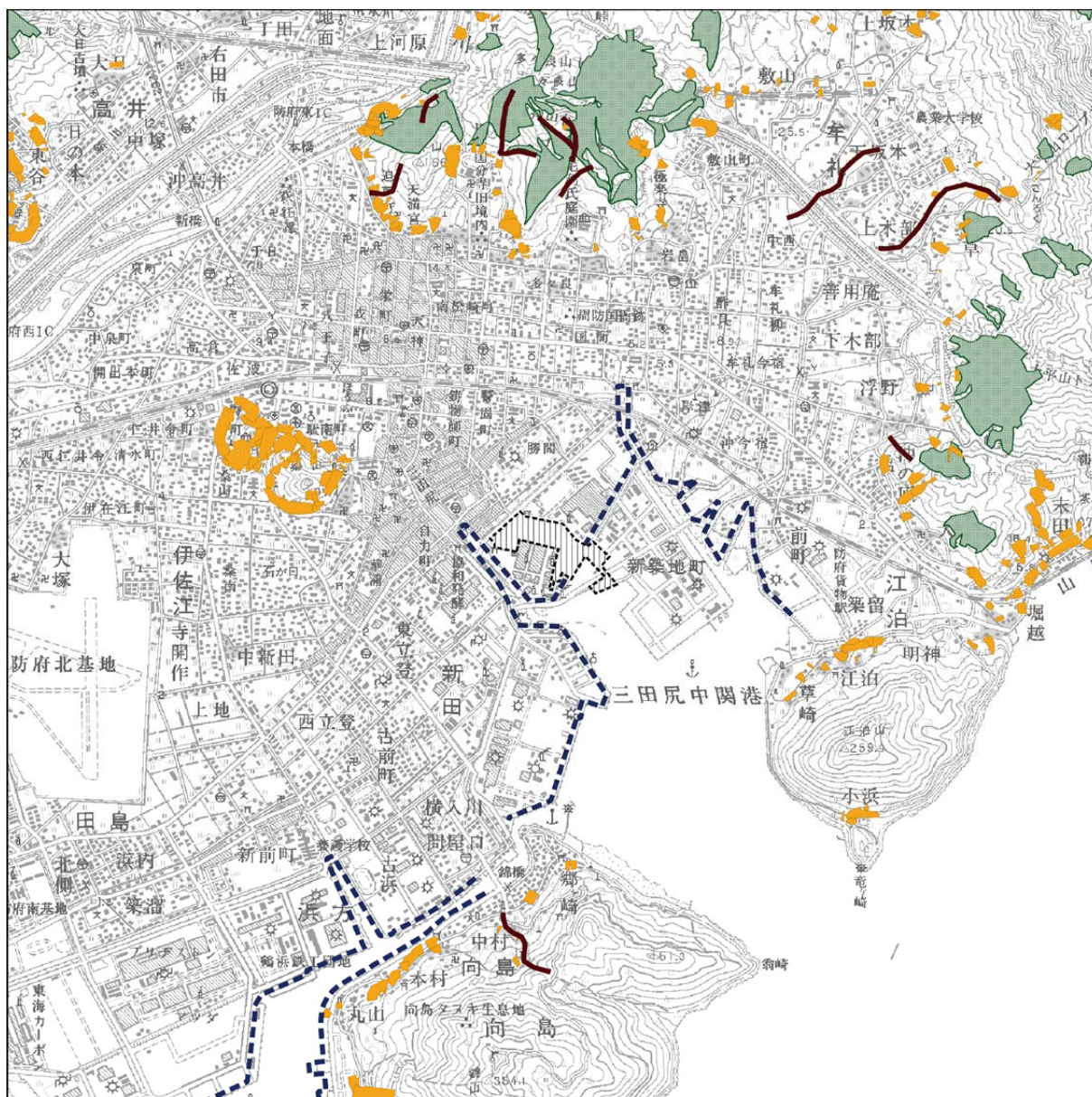


図 3.2 - 17 (4) 自然関係法令等による地域指定等の状況 (保安林等)

凡 例

対象事業実施区域

保安林

急傾斜地崩壊危険区域

砂防指定地

海岸保全区域

「山口県防府土木建築事務所管内図」(山口県防府土木建築事務所、平成 24 年)

「国土数値情報ダウンロードサービス」(国土交通省 HP、平成 26 年 12 月現在) より作成



0 1 2km
1:50,000